

Title	日清戦争以後における横浜正金銀行の外国為替業務の発展と信用
Sub Title	The Development of the Foreign Exchange Business of the Yokohama Specie Bank and Credit Since the Sino-Japanese War
Author	斉藤, 寿彦(Saito, Hisahiko)
Publisher	
Publication year	1986
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.28, No.6 (1986. 2) ,p.43- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19860225-04053886

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日清戦争以後における 横浜正金銀行の外国為替業務の発展と信用

齊藤 寿彦

1. 日清戦争賠償金の回送と横浜正金銀行の本来の外国為替銀行化の完了

正金銀行は早くから輸出為替を取扱っていたが、同行の輸入為替取扱は外国銀行に圧倒されて立遅れていた。だが日清戦争（1894～1895年＝明治27～28年）後、同行は直輸入商（外国から直接輸入を行う日本商）に対する為替取扱を外国銀行から漸次奪取し、さらにはこれまで困難とされていた外国商館¹⁾に対する輸入為替取扱にも触手を伸ばし、輸入為替の取扱を増加させていった。第1表によれば、正金銀行は1892年には日本の輸出為替の24%を取扱っていたのに輸入為替は14%しか取扱っていなかったが、1896年には輸入為替の27%を取扱うようになり、その後輸入為替の30%以上の取扱を継続しているのである。以下において輸入為替取扱事情について論じよう。

日清戦争に勝利した日本は、1895年4月の下関講和条約締結後、同年10月から1898年5月までに総額3,808万ポンド（運用収入を含めて円換算をすると1902年までに3億6,407万円）にのぼる賠償金を中国から受取った。1895年12月25日に大蔵大臣は日本銀行寄託預金事務取扱順序を定め、賠償金をすべて日本銀行に寄託する旨同行に通達した。日本銀行は1896年2月3日にこの寄託金の保管、出納事務取扱の代理を正金銀行ロンドン支店に委嘱することを大蔵大臣に申請し、同月6日にこれが認可された。正金銀行と日本銀行との間で在倫敦代理店寄託金保管出納事務取扱順序という代理契約が締結され、正金銀行ロンドン支店が日本銀行代理店として償金の保管出納事務を取扱うこととなり、1896年3月に同代理店が開設され、正金銀行ロンドン支店は日本銀行監理官の監督下にこれを行ったのである。²⁾

1) 古沢紘造「明治20年代の横浜正金銀行—外国為替政策論争を中心として—」駒沢大学『経済学論集』第5巻第2号、1973年9月、129ページ。

2) 明治財政史編纂会編『明治財政史』第2巻、1926年、291～332ページ。大蔵省編『明治大正財政史』第15巻、経済往来社（復刻）、1957年、259～271ページ。

第1表 横浜正金銀行の外国為替取扱高

(単位: 1,000円)

年次	貿易高		正金銀行為替取扱高			内地各店外国 為替取扱高
	輸出	輸入	輸出為替	輸入為替	計	
1892年(明治25年)	91,103	71,326	21,644(24)	9,828(14)	31,472(19)	41,173
1893 (26)	89,713	88,257	20,712(23)	17,991(20)	38,703(22)	47,981
1894 (27)	113,246	117,482	30,397(27)	18,460(16)	48,857(21)	75,258
1895 (28)	136,112	129,261	28,500(21)	23,942(19)	52,442(20)	80,999
1896 (29)	117,843	171,674	64,808(55)	46,916(27)	111,723(39)	151,329
1897 (30)	163,135	219,301	75,101(46)	67,690(31)	142,791(37)	176,511
1898 (31)	165,754	277,502	59,045(36)	110,797(40)	169,842(38)	256,082
1899 (32)	214,930	220,402	88,193(41)	80,766(37)	168,959(39)	227,502
1900 (33)	204,430	287,262	97,155(48)	95,025(33)	192,180(39)	259,971
1901 (34)	252,350	255,817	112,622(45)	84,267(33)	196,889(33)	260,823
1902 (35)	258,303	271,731	109,842(43)	96,216(35)	206,058(39)	270,846
1903 (36)	289,502	317,136	89,153(31)	118,049(37)	207,200(34)	251,585
1904 (37)	319,260	371,361	122,075(38)	107,251(29)	229,326(33)	303,494
1905 (38)	321,534	488,538	173,543(54)	138,469(28)	312,011(39)	493,589
1906 (39)	423,755	418,784	176,099(42)	141,172(34)	317,271(38)	463,723
1907 (40)	432,413	494,467	181,653(42)	205,964(42)	387,617(42)	549,125
1908 (41)	378,246	436,257	145,221(38)	143,332(33)	288,552(35)	481,822
1909 (42)	413,113	394,199	177,558(43)	140,033(36)	317,991(39)	470,714
1910 (43)	458,429	464,234	173,328(38)	189,146(41)	362,475(39)	529,423
1911 (44)	447,434	513,806	202,302(45)	230,290(45)	432,592(45)	601,143
1912 (45)	526,981	618,943	245,155(46)	284,118(44)	529,273(45)	691,899

(出所) 『明治大正財政史』第17巻, 478~479ページ。ただし, 右欄は『横浜正金銀行史』515~517ページ。

(注) (1) 上表中の正金銀行為替取扱高は貿易に関係する外国為替取扱高であると思われる。

内地各店外国為替取扱高は, 貿易に関係しない外国為替取扱高を含む。

(2) () 内は貿易額に対する比率 (%)。

賠償金の使途に関しては政党や財界人などの間ではかなり早くからその使途, 利用方法が問題となっていた。たとえば講和条約調印前に立憲改進黨の武富時敏は, 償金は軍事公債償却の元利払等に用いるべきであると論じ, これを軍備拡張に用いることは考慮に入れていなかった。1895年6月には『東京経済雑誌』は過度の軍拡を警戒しつつ, 償金の一部を軍拡にまわすことを認めたが, なによりも償金の一部で軍事公債を償還し民間資金を潤沢ならしめることを主張した。『東京日日新聞』は償金流入による正貨準備の増大を基礎として日本銀行の信用拡張をはかるべきであるとした。『東洋経済新報』の天野為之は, 償金の半額を軍備に充て, 残額をとくに内国債償還に充てるべきであると述べた。資本家は景気浮揚と事業振興をねらいとする軍事公債償還を期待し, 商工会議所は償金を公債償還原資に充当しようとした。1895年中にこのような議論が行われる一方で, 政府は1895年5月に日清戦争賠償金の使用計画の策定に着手した。すなわち大蔵省主計局において償金の使用計画が立案されていたのであり, これはきわめて軍備拡張的性格の強いものであった。同年8月15日に松方大蔵大臣は伊藤内閣総理大臣に日清戦後の財政計画に関する意見書である「財政前

途ノ経画ニ付提議」を提出した。これは大蔵省の日清戦後経営の基本構想を明らかにしたもので、増加する財源については經常部関係のものは租税の増徴でまかない、臨時部関係のものは清国からの償金と内国債募集金をもってこれを充てることとしていた。この松方の構想においては償金を軍備拡張に重点的に用いることとされていた。もっともこの軍拡案は前述の主計局案よりも後退しており、戦後経済の発展の基盤を育成するために製鉄所設置や農業銀行資本補助のために償金を用いることも考慮されていた。8月15日に大蔵省の償金使用基本方針が確定されていたのであり、渡辺国武蔵相の1895年11月の「財政意見」にも松方の方針が基本的に貫ぬかれていた³⁾のである。日清戦後経営は世界史の帝国主義への移行に伴う列強の中国分割に対応して日本が朝鮮・中国へ進出するための諸政策を意味するものであり、実際に戦後経営は増税・償金・外国債(内国債からの変更)をもととし、軍備の拡張を中心とし、官営製鉄所の設立、鉄道の改良および敷設、電信・電話・海運業の拡張、大学・高等専門学校の増設、勸業銀行・農工銀行・北海道拓殖銀行の設立、台湾経営などを行うものとして展開されていくこととなるのであり、償金はまさにこの財源に充当されることとなる⁴⁾のである。また償金は正貨準備の充実、金本位制の確立のためにも用いられることとなるのである。

上述の政策を実施するためには償金の一部を対外支払を要する各省経費の為替払に充てるために外国で保管する一方、一部を日本に取寄せて日本における経費支払の資金に充当したり、日本銀行の正貨準備の充実を図ったりする必要がある⁵⁾。1895年10月に日本が中国から第1回賠償金を受取って以降、民間では賠償金を日本に早急に取寄せるべきであるという議論が盛んに行われた。だが急に賠償金を取寄せるとなると銀相場や為替相場に大きな変動を生じさせ、また金銀で取寄せるとなると現送費もかかる。第1回償金が受領されると、ロンドン市場においては日本が銀塊をもってこれを回収するとの予想が一般に行われ、銀塊が一時騰貴したから、これを購入するのに便利ではなく、またこの時期に償金を動かせばますます銀価の騰貴を助長すると考えられた。しかも毎年下半期から翌年2月までは生糸輸出の季節であり、貿易上に不利な影響を及ぼすような輸入為替取組によって償金を回収することにも政府は着手しようとはしなかった。政府は賠償金の回収の方法のいかんは日本の財政上ならびに経済上の利害得失に関係するところがはなはだ大きいからこの回収

3) 長岡新吉「日清戦後の財政政策と賠償金—『戦後経営』の政策決定をめぐって—」安藤良雄編『日本経済政策史論 上』東京大学出版会、1973年、119～144ページ。

4) 日清戦後経営については高橋誠『明治財政史研究』青木書店、1964年、第3章、同「日清戦後の財政・金融問題—戦後経営と金本位制の成立—」楫西光速編『日本経済史大系6 近代 下』東京大学出版会、1965年、石井寛治「日清戦後経営」『岩波講座 日本歴史16 近代3』岩波書店、1976年、中村政則「日清『戦後経営』論—天皇制官僚機構の形成—」『一橋論叢』第64巻第5号、1970年11月等参照。

5) 償金運用方法の大綱は『明治財政史』第2巻333ページ参照。また小島仁『日本の金本位制時代(1897—1917年)—円の対外関係を中心とする考察—』日本経済評論社、1981年、第1、第2章、能地清「日清・日露戦後経営と対外財政 1896～1913 —在外政府資金を中心に—」『土地制度史学』第92号、1981年7月(能地清遺稿・追悼集編集委員会編『日本帝国主義と対外財政—能地清遺稿・追悼集—』1985年に再録)等参照。

は慎重に行うべきであるとして、1895年当時には償金回収に躊躇したのである。⁶⁾

1896年1月11日に至り、日本銀行総裁川田小一郎は、制限外発行の増加、正貨流出のために兌換制度が「権衡ヲ失スル」のを憂え、「銀貨ノ輸出ヲ防止シ且為替相場ノ出合ニ依リ銀貨ノ輸入ヲ計リ、以テ兌換制度ノ権衡ヲ維持」しようとして、政府(大蔵大臣)に対して英貨100万ポンドの借入を申し入れた。日本銀行は外貨を保有して自らの判断での兌換制度維持のための「公的為替操作」⁷⁾を実施しようとしたのである。だが政府(大蔵省)はこれを許可しようとはしなかった。そのかわり同日に償金を日本に取寄せるために政府所有英貨100万ポンドを日本銀行に為替元(=交換元)として交付するからこれをロンドンにおける日本銀行代理店である横浜正金銀行ロンドン支店に渡し、為替を取組ませ、その代り金を国庫に納入するよう日本銀行に命令したのである。この回金は政府に前述のような政策遂行のための円資金を確保させるために行われるものであったのである。と同時にこの償金取寄は「正貨輸出防止ノ効果ヲ収メノコトヲ期」するものでもあったのであり、輸入業者に賠償金を正貨にかわる対外支払手段として供給するものでもあったのである。また為替元(交換元、外貨を円貨に転換するための元金)による金銀購入は正貨の吸収、兌換制の維持ともなるものであった。したがって1896年当時の償金取寄は日本銀行の要求に沿うものであり、1896年日本銀行営業報告にも償金を為替資金に充当することによって正貨が流出しないだけでなく、現送によって金銀が流入したと記されている。⁸⁾

償金の回収の基本方針は大蔵省が決定し、大蔵省が日本銀行に命令を下し、日本銀行が正金銀行に大蔵省の意向を伝達し、正金銀行が回収の実務を行った。⁹⁾ 1895年8月に正金銀行本店支配人に就任していた高橋是清は、日本銀行から、「このごろ支那から取った償金の英貨ポンドを出来るだけ速かに内地に移したいが、正金銀行は1年にどのくらいの額を移すことが出来るか、それを調べて見よと大蔵省からの内命である。ついては至急調べて回答して貰いたい」との通知を受けた。大蔵省はできるだけ多くの償金取寄を正金銀行に希望した。¹⁰⁾ 為替取組によって償金を日本に取寄せるためには正金銀行が輸入為替を取組んだ国内の輸入業者から円資金を受取る必要があった。だがこのために多額の輸入為替を取組むことは、当時信用の薄かった正金銀行にとって困難であった。また正金銀行よりも香港上海銀行やチャータード銀行の方が快く輸入為替を取組んでいた。そこで高橋是清は、輸入為替に使われていた送金為替については外国銀行の相場よりも1円につき16分の1ペ

6) 『明治財政史』第2巻、348ページ。拙著『金本位制下の在外正貨』国際連合大学、1971年、17～23ページ。

7) 平智之「第1次大戦前の国際金本位制下における横浜正金銀行(上)一日銀の兌換制度維持政策との関連において」『金融経済』第208号、1984年10月、54～55ページ。

8) 『明治財政史』第2巻、351ページ。「明治二十九年日本銀行営業報告」『日本金融史資料 明治大正編』第10巻、268ページ。

9) 償金回収実務については小島仁、前掲書、50～64ページ参照。

10) 高橋是清(上塚司編)『高橋是清自伝』(下)、中央公論社(復刻)、1976年、79～80ページ。

ンスだけ勉強する（1円につき16分の1ペンスを外銀よりも多く渡す）方策を採用した。当時香港上海銀行神戸支店では20万円までは無担保で当座貸越を認めていたから、正金銀行も20万円まで無担保の当座貸越を承認した。こうして正金銀行は輸入為替の得意先を増加させることができたのである。¹¹⁾ 園田頭取も「銀行ノ売為替ニ於テカメテ顧客ニ便利ヲ与フルノ手段ヲ採リ日本郵船会社ノ如キ三菱会社ノ如キ其他政府ノ御注文品ヲ請負候商会ニシテ従前専ラ外国銀行ヲ経テ為替ノ取組ヲ済マシ候者ニ向テ或ハ特別ノ約束ヲ締ヒ或ハ其時々ノ便利ヲ計リ主トシテ当行ニ依ラシムル様誘導シ其効果モ顯著」であったと述べている。¹²⁾

正金銀行の為替売相場が香港上海銀行の売相場よりも高くなったのは次のような事情によるものでもあった。高橋是清によれば、日本は輸入超過であったから、外国銀行の取立てる代金は溜るばかりであり、外銀がその為替の出合をつけて（その円資金を）外国へ持っていくことができず、外銀は自分の営業上の便宜を考えて日本の為替相場を引下げて（輸入為替の取扱を制限した）のである。¹³⁾ 日本の入超が顕著であった1896年8月の記事には香港上海銀行が為替売買相場を正金銀行よりも低めた理由が次のように記されている。例年上半季における輸入超過の代り金で下半季における輸出為替を買入れ運用していたのに、同年上半季において輸入が著しく超過し、その代り銀貨は香港上海銀行の金庫の中にあふれたが、下半季における輸出の主たる生糸の売行が杜絶したために、同行は、輸出為替を買うことができず、その持てあました銀貨の使い道がなく、買為替を求め、売為替を拒絶するために売為替の相場を低くしたのであると。正金銀行の場合には、交換元英貨という政府所有外貨を得て、これを売って得た円貨は国庫に納入されたから、外銀の場合のような問題は起らなかった。当時の香港上海銀行の売相場は26.1250ペンスであり、正金銀行の売相場は26.1875ペンスであり、まさに正金銀行の為替売相場は1円につき0.0625（=1/16）ペンス高くなっている。¹⁴⁾ このように為替相場を正金銀行が高くすれば輸出商に不利になるおそれがあるが、正金銀行は表面上の買相場にもかかわらず実際には従来の輸出商に対しては香港上海銀行と同様の相場で為替を買入れたから、同行が輸出商を捨て得意先を失うということもなかったのである。

正金銀行は日本にとってできるだけ利益のある方法で為替取組、金銀塊購入により償金を取寄せなければならなかった。このため正金銀行は海外経済事情を政府に報告する任務にもあたり、政府の政策決定に寄与した。政府や正金銀行は、金銀相場や為替相場を扇動させないようにして償金を回送した。大蔵省主計局長は1896年3月に為替相場や銀塊相場に大きな影響を及ぼすおそれがあるとして、日本銀行営業局長に償金回収の抑制を通知した。¹⁵⁾ 為替相場が大幅な変動を生じないように

11) 同上巻、80～84ページ。

12) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』、日本経済評論社版、1976年、564ページ。

13) 「高橋是清氏の外国貿易及び其金融機関談」『東洋経済新報』第37号、1896年（明治29年）11月15日、28～29ページ。

14) 『明治財政史』第2巻、附録62ページ。

15) 同上巻、附録28ページ。

するためには正金銀行はロンドン、横浜間の直接為替だけでなく、アメリカ、インド、香港、上海の各地向けの振替為替を取組み、間接的に償金の回収を行わなければならなかった。このことは1896年4月の渡辺大蔵大臣の日本銀行への為替取組、金銀塊購入方針指示の中で検討されており、また実際にこれが命令されている。また同年9月に総理大臣に就任した松方正義(大蔵大臣兼務)の日本銀行総裁への通知の中でも、為替相場の変動を避けるために為替取組はロンドン横浜間の直接為替だけでなく間接為替をも取組むことが指示されていた。¹⁶⁾『東洋経済新報』は為替を日英間のみ求める時は輸入を奨励するが、世界の各所に向かって為替を求める時は輸入奨励の悪結果を免かれることができるから、ロンドンでアメリカ、インド、香港、シンガポール、清国、濠州の為替を買うべきであり、ロンドンからよりも現送の距離を短縮することもでき、これは償金取寄せの近道となるだけでなく、このために日本の外国為替の機関が海外に拡張される端緒を開き、他の航業および保険業の発達とあいまって日本の外国貿易の隆盛を期すべきであると論じていた。¹⁷⁾官金の移送によって正金銀行の業務の発展が促進されたのであり、間接為替の取組による償金の回収は、正金銀行ロンドン支店の外国為替業務を日英間から英国対外国間へとその範囲を一層拡大させ、またボンベ¹⁸⁾出張所など各地の出張所の為替取組を拡大するものであったのである。

なお金銀購入による償金取寄せについては当初は金銀比価がどのように変動しても国庫に巨額の損失が生じないように金銀併用主義が採用されていたが、9月に政府は金本位制を採用することを決定し、以後正金銀行に金塊または金貨を主として回送させている。¹⁹⁾

1896年1月には財政当局者は為替作用で海外から償金を取寄せることができる金額は1年間に1,000万円を越えないと明言していた。²⁰⁾だがその後入超は増大し、このために正金銀行は交換元英貨を用いて巨額の為替を取組むことができたのである。高橋是清は入超の原因として、戦争中のために控えられていた起業心が起ってきたこと、人民の購買力がふえたこと、とくに奢侈贅沢品が増したことなどによって輸入が増加し、一方アメリカ向けの生糸輸出が一時出なくなったことをあげている。²¹⁾実際、1896年においては奢侈品の輸入が生産資材のそれをはるかに上まわっている。1895年8月以降、戦後経済は好況局面に入り、銀行、鉄道、綿糸紡績業を中心に第二の企業勃興期を迎え、戦後の好況はまず消費需要の増大を促進して奢侈品の輸入を増大させ、1897年に至って生産資材の輸入が増大したのであり、また1896年5～6月以降生糸輸出は不振であった。²²⁾

正金銀行が為替によって償金を取寄せたために為替相場を騰貴させ輸入超過をもたらしたという

16) 同上巻、353、354ページ。『横浜正金銀行史』171～173ページ。

17) 「償金取寄せ委員に望む」『東洋経済新報』第19号、1896年(明治29年)5月15日、3～4ページ。

18) 古沢紘造、前出、123～125ページ。

19) 『明治財政史』第2巻、354ページ。また金銀回送は為替相場に変動を与えないで償金を回送するためのものであった(『横浜正金銀行史』172～173ページ参照)。

20) 「償金取寄せに関する政府の方策」『東洋経済新報』第8号、1896年1月25日、28～29ページ。

21) 『東洋経済新報』第37号、27ページ。

22) 長岡新吉『明治恐慌史序説』東京大学出版会、1971年、89、96ページ。

説を正金銀行当局者は否定した。相馬永胤正金銀行取締役は「為替にて償金を回収する場合は即ち我国に於て倫敦払の手形を売るか若くは倫敦に於て日本払の手形を買ふか將た又之に類似する為替の手續を取ることなれども結局は彼我貿易の差額即ち物品輸入の超過を利用するに外ならず而して従来何れの国に於ても戦後の例として戦勝国に於ては自然輸入の超過を来し償金の回収に取りて便利を与ふるを常とすれども固より之に依りて多額の償金を急速に回収し得べきものにあらざれば必ずや長日月の間に徐々に回収するの外なかるべし」と述べ、急激な償金取寄による為替相場の騰貴を避けたのである。相馬取締役は、為替による回収法が為替相場を騰貴させて輸入超過の不利を来すという説は誤りであり、金貨国と銀貨国の為替相場は銀価のいかんによるものであり、我国近来の輸入超過は為替相場が騰貴したためではなく戦後の経営として諸般の事業拡張を始めたためである、この輸入超過は正貨を日本から輸出させることになるから、正貨の流出を防遏^{おつ}するために為替の方法によって償金を回収するのがもっともよい、と論じている。²³⁾正金銀行が為替によって償金を取寄せたために輸入超過を助長するという意見に対して高橋は、為替相場によって輸出入の超過を来すものでなく、為替相場は輸出入の不平均によって動くものである、もしも正金銀行が償金を為替で取寄せたために輸入超過を助長したとすれば、正金銀行が為替で償金を取ったために為替相場は非常に高くなければならないのに、実際の日本の為替相場は低く、輸出に便利で輸入に不便であった、償金を為替で取寄せたために輸入を助長したという事実はみられない、と批判した。²⁴⁾正金銀行が償金を輸入代金の支払に充当させて国内需要から生ずる輸入を支えた（輸入を抑制しない）ことは認めざるを得ないが、同行は一挙に為替を売出して為替相場を大きく引上げて輸入を助長しようとはしなかったのである。また1896年9月の前述の松方の通知においては「為替ヲ取組ムニ就テハ輸入ヲ防遏スルノ一方法トシテ機械棉花等ノ如キ専ラ我生産ヲ助クルモノニ対シ為替ヲ取組ミ奢侈品ノ如キ不生産品ニ対シテハ成ルヘク取組マサルノ方針ヲ採ルコト」が定められることとなったの

第2表 1896年における交換元英貨による為替取扱高

(単位：千ポンド)

	日本銀行へ交換 元英貨交付高	為替取扱高		日本銀行へ交換 元英貨交付高	為替取扱高
1月	1,000	390	8月	0	920
2	1,000	390	9	1,000	400
3	1,000	545	10	2,000	190
4	1,000	130	11	1,000	337
5	1,000	405	12	900	445
6	500	560			
7	1,000	790	計	11,400	5,502

(出所) 「明治30年幣制改革始末概要」(1899年)『明治前期財政経済史料集成』第11巻ノ2, 明治文献資料刊行会, 1964年, 479ページ。『明治財政史』第2巻, 377ページ。

23) 「相馬永胤氏の償金回収談」『東洋経済新報』第25号, 1896年7月15日, 18~19ページ。

24) 『東洋経済新報』第37号, 27~29ページ。

25) である。無制限な輸入でなく、輸入防退を考慮し、生産に寄与するものを選択して輸入するように償金を用いることとされたのである。10月には、為替の種類を限定したのと輸入減少、輸出増加の季節に向ったために、正金銀行はあえて輸入為替取扱を行おうとはせず、輸入為替取扱は大いに減少した。

1896年における交換元英貨による為替取扱高の月別動向は第2表に示されたとおりである。政府は10月を除いて100万ポンドを限度として繰り返し無利子で英貨を日本銀行に預け入れ、この英貨を用いて正金銀行が第3表にみられるように賠償金の日本への回送のために金銀現送を行うとともに為替を取組んだのである。1896年における交換元英貨による為替取扱高は5,502千ポンド、円換

第3表 賠償金等の回収と正金銀行の輸入為替取扱高

年次	各省経費 振替払高 ①	交換元渡英貨勘定						
		日本銀行 へ交付高 ②	賠償金等回収高					
			金購入高 ③	銀購入高 ④	為替取扱高			
					賠償金等 ⑤	円換算 ⑥	賠償金のみ ⑦	円換算 ⑧
1896年(明治29年)	千ポンド 788	千ポンド 11,400	千ポンド 2,397	千ポンド 2,946	千ポンド 5,502	千円 50,788	千ポンド 5,502	千円 50,788
1897年(明治30年)	3,837	9,100	5,336	145	4,138	40,702	724	7,121
1898年(明治31年)	4,157	9,686	3,841	0	5,870	57,975	4,898	48,375
1899年(明治32年)	3,788	4,561	0	0	3,572	34,849	3,572	34,849
	12,570	34,747	11,574	3,091	19,082	184,314	14,696	141,133

年次	交換元渡英貨勘定				賠償金等 回収高 合計 ⑬	正金銀行 の輸入為 替取扱高 ⑭	⑥ ⑭ × 100	⑧ ⑭ × 100	平均 為替相場 (1円に) つき
	賠償金等回収高		英貨残存高 ⑪	平均 為替相場 (1円に) つき					
	為替取扱高 ⑨	回収高合計 ⑩							
	千円	千ポンド							
1896年(明治29年)	45,734	10,845	555	11,632	46,916	108.3	108.3	ペンス 26.0	
1897年(明治30年)	11,114	9,619	36	13,456	67,690	60.1	10.5	24.4	
1898年(明治31年)	48,158	9,711	11	13,868	110,797	52.3	43.7	24.3	
1899年(明治32年)	34,688	3,572	1,000	7,360	80,766	43.1	43.1	24.6	
	139,694	33,747		46,316	306,169	60.2	46.1		

(出所) 『明治財政史』第2巻, 377~380, 449~473ページ。『明治大正財政史』第15巻, 277~278ページ。

同書, 第17巻, 478~479ページ。東洋経済新報社編『日本の景気変動』上巻, 1931年, 第3篇13ページ。

(注) ①は償金特別会計部が各省経費を海外へ支払って国内で各省から代り金を受取るもの。交換元渡英貨は償金特別会計部が賠償金等を国内に取寄せるために日本銀行に交付した英貨で②はその交付高。③, ④は交換元渡英貨による金銀購入高。⑤は償金のほか償金部が買入れた英貨(軍事公債売却代)を回収するための交換元渡英貨による為替取扱高で, ⑥はその円換算高。⑦は賠償金のみを回収するための為替取扱高で, ⑧はその円換算高で, ⑨は⑦の為替の代り金を国庫に納入したもので⑦とは時間的ずれがある。⑦に対応する金額(翌年納入分を含む)は1896年50,038千円, 1897年6,810千円, 1898年48,158千円, 1899年34,688千円。⑩は③, ④, ⑤の合計。⑪は日本銀行へ交付した英貨でまだ賠償金等の回収に用いられていないもので12月末残高。⑫は①と⑩の合計。

25) 『明治財政史』第2巻, 354~355ページ。

算5,079万円に達しており、同年の正金銀行の輸入為替取扱高4,692万円を上回っている。また正金銀行は輸出為替取立による外貨も有しているから同年には正金銀行が巨額の交換元英貨をすべて自らの輸入為替取扱に用いたとは考えられない。同年に同行は交換元英貨の一部を外国銀行に売出したのではなかろうか。

1897年以後においても為替による償金の回送は輸入を利用しつつ為替相場に変動を与えないようにして行われたから、それは為替相場を上昇させて輸出に損失を与え、輸入を奨励したりはせず、また国内の需要から生ずる輸入の増大に対して償金が決済手段として使われ、為替相場の低落を阻止する効果を持っていたから、それは入超下の正貨の流出を抑制する作用を持っていた。その意味では日銀も為替による償金回送に全く反対ではなかったと思われるが、日銀当局者には償金回送による問題点も認識するようになったようである。

1897年3月に貨幣法が成立し(10月施行)金本位制への移行が確定すると、日銀と政府・正金の間に賠償金の為替回送をめぐる微妙な確執を生ずることになる。同年5月に岩崎日銀総裁が松方蔵相に提出した意見書の中で、同総裁は金貨吸収、正貨準備防衛のために輸入防遏、輸出奨励策をとるべきことを主張したが、これは同総裁が賠償金の為替回送のために巨額の貿易入超が支えられたことを批判する側面をもっていたのではないかと思われる。またこれより先、鶴原定吉日銀営業局長が高橋是清正金銀行支配人に「こう一時に外国の金を取寄せては内地の金融が困る」とクレームをつけて償金回送が一時的に中止される事件が起きていた²⁶⁾。鶴原局長は軍備の拡張は実業発達に必要であるが、一方軍備拡張は経済界を変態に陥らせると考えた。すなわち通貨が増すのに資金が欠乏するという変態が生じたが、これは第1に軍事国債を大部分資本家が買入れ、この募集金の多くは糧食や賃金となって中産以下の所に多く散布され、資本家の手許に返っていないから資金が減少したためであり、第2に物価騰貴が資金の欠乏をもたらした、この物価騰貴は銀下落とともに通貨膨脹によって生じたものであり、後者は戦争中に軍費として多くの円貨を支払ったのと戦後陸海軍拡張費としてロンドンから清国の償金を取寄せたためであり、入超のために海外に出ていくはずの通貨が償金取寄のために一たん国庫にはいって再び民間に出て、多くは不生産的に消費されて社会の中流以下の手に落ち物価を騰貴させたのである。軍拡のためには増税を行うべきであり、その後低利の外債を募集して内債を償還すべきである、と考²⁷⁾えていた。償金取寄の経済上に及ぼした結果に関する日本銀行の見解は同行が1900年(明治33年)11月に調査した『日清戦後経済事情』にもっともはっきりとあらわれている。同書は「日清戦争以後我カ国経済界ノ運行ハ全ク尋常ノ軌道ヲ脱シテ非常ノ変態ニ陥レリ其ノ原因ハ本位貨幣ノ下落、軍事公債ノ募集其ノ他内外経済上ノ事情ニ存スル

26) 平智之、前出、55～58ページ。岩崎家伝記刊行会編『岩崎弥之助伝』上巻、東京大学出版会(復刻)、1979年、583～586ページ。高橋是清、前掲巻、84ページ。

27) 「経済時事談(鶴原定吉の意見)」『東洋経済新報』第62号、1897年(明治30年)8月5日、28～30ページ。同(承前)、『東洋経済新報』第63号、1897年8月15日、33ページ。

モノアルハ勿論ナリト雖其ノ最重ナルモノハ償金及外債ノ収容ニアリトス」と冒頭に述べている。

「政府ニ於テ当時償金ノ一部ヲ以テ公債ヲ償還シタランニハ其ノ資金ハ商工業者ノ手ニ入テ金融界ヲ緩和スルノ効アリシ」が、「政府ハ明治三十一年五六月ノ頃参千五百万円余ノ公債買上ヲナシ参百六拾参万円余ノ勸業銀行債券ヲ引受ケタル外ハ償金及外債募集ノ全部ヲ挙ケテ陸海軍拡張費及政府事業ノ経費ニ充テタリ而シテ其ノ一部ハ外国ニ於テ直ニ支出シ其ノ一部内地ニ輸入シタル資金ハ或ハ土地及諸材料ノ買上費トナリ或ハ職工労働者ノ賃金トナリテ之ヲ民間ニ散布シタルカ故ニ一方ニ於テハ大ニ国民ノ消費力ヲ増進スルト同時ニ大ニ物価ヲ騰貴シ他方ニ於テハ商工業資本ノ不足ヲ感セシメ」と論じている。同書は償金取寄が物価騰貴を助長するとともに入超をもたらした、「此ノ資金ハ一旦之ヲ輸入シタリト雖政府事業費トシテ国内ニ散布セラレタルカ故砂糖、綿、煙草、石油、毛織物等消耗品ノ輸入ヲ奨励スルノ動機トナリ是等輸入品ノ代金トシテ再タヒ之ヲ輸出シ」た、また「二十七八年戦争以後軍事費並ニ海外輸入ノ資金ハ散シテ国民ノ消費力ヲ増加セシヲ以テ其ノ需用ヲ充サンカ為、又輸出物品ノ増殖ヲ図ルカ為内地商工業ノ発達ヲ促シ」、「機械、鉄類其ノ他原料品ノ輸入増加モ亦少カラサルナリ」と述べている。同書は償金取寄が工業および運輸業の発達を助長したことを認めたが、それが金融市場逼迫の原因となったことを論じ、その理由として、①商工業の発達に従って資金需要が増加したにもかかわらず、日清戦争時に政府が民間から資金を引上げたままこれを償却せず、②加うるに輸入商が「輸入品ニ対シテ仕払ヲナスニハ正金銀行ニ現金ヲ払込ミ御用為替ヲ買入レタリ而シテ正金銀行ハ此ノ為替売却代金ハ日本銀行ヲ経テ政府ニ納メタルカ故輸入ノ増加スルニ従ヒ市場ノ資金ハ為替代金トナリテ国庫ニ集マルモノ益々多ク之カ為ニ市場ノ金融ハ益々逼迫ヲ告クルニ至レリ」、③「政府カ償金ヲ輸入スルコト益々増加スルニ従ヒ物価ハ愈々騰貴シ国民ノ起業心ハ益々挑発セラレ其ノ結果箇ニ金融ノ繁忙ナルノミナラス正貨ハ常ニ海外ニ吸収セラレントスルノ兆候ヲ呈セシカ故日本銀行ハ兌換制度擁護ノ必要上ヨリ一方ニ於テハ其ノ貸出金ノ増加ヲ抑ヘ他方ニ於テハ正貨ノ流出ヲ予防スルノ止ムヲ得サルニ至レリ」ということを挙げて²⁸⁾いるのである。

一方、1897年(明治30年)4月に正金銀行頭取に就任した相場永胤は、同年11月頃、入超にもかかわらず今日まで差したる正貨の流出がなくてすんだのは償金なり公債なりを外国に売った金があって、為替作用でこの金を払っているからであるとみており、また物価騰貴の主因を需要の増加であると考えていた。もっとも相馬は当時経済縮小主義を日本が採用すべきであるとし、為替の作用によって得た貨幣を政府がすぐに支払うから流通貨幣が減少せず、輸入が続くということを認め、政費の節約または増税をすべきであると考えているようになっており、この点では日銀に一定の理解を示²⁹⁾していた。

28) 日本銀行『日清戦後経済事情』緒言、第2章。

29) 「相馬永胤氏の経済時事談」『東洋経済新報』第72号、1897年11月15日、27～28ページ。同(承前)、同誌第73号、同月25日、17～18ページ。同誌74号、12月5日、16ページ。

だが日銀の見解にもかかわらず大蔵省は賠償金の為替による回送を継続した。原六郎正金銀行取締役が1898年5月頃に語ったところによれば、輸入超過は依然継続し、この原因は①戦後事業膨脹の結果として鉄軌機械等を始めとしその他各種材料の輸入が大いに増加したこと②一昨年来内地不作の結果として外国米の輸入が巨額にのぼったこと③戦後多額の資金が下級人民に散布され加うるに米価騰貴のために地方農民が一般に裕福となり、奢侈品の輸入が巨額にのぼったこと④改正条約実施の期が接近してその期限に先立って輸入を謀るものが増加したことをあげている。³⁰⁾ 奢侈品輸入はともかくも、このような入超を利用して償金の為替による取寄が継続され、第3表によれば交換元英貨による為替取扱高は1898年の賠償金等の回収高の42.3%を占め、同年の正金銀行の輸入為替取扱高の52.3% (償金のみによる為替取扱高は同行輸入為替取扱高の43.7%) も占めているのである。1896年1月以来1899年までの間に償金等回収のために政府が日本銀行に交付した英貨は3,475万ポンドであり、このうち1,908万ポンド (償金のみでは1,470万ポンド) が為替によって回収されているのである。

1895年5月に正金銀行と日本銀行との間で償金の回送ならびにロンドンにおける運用の条件に関する契約が締結され、日本銀行が正金銀行に為替買取を指図し、これに要する英貨をロンドンで正金銀行に払渡した時は、その代り金はその時の為替相場によって日本で正金銀行が日本銀行に納付すること、この相場は正金銀行の買相場を用い、買相場と売相場の差 (正金銀行の利益) は4分の1ペンス以内とすることが定められた。³¹⁾ 正金銀行が日本銀行に納付して日本銀行がこれをさらに国庫に納付した金額は第3表のとおりである。第4表によれば正金銀行の為替売買相場の差は0.15ペンスであり、外国銀行のそれが4分の1ペンスであるのが普通であったのと比較するとその差は小さいと言えるが、正金銀行は償金関係の為替取扱によって1,035千円の利益を得たのである。国家政策遂行の過程で正金銀行は業務を拡大しかつ利益を得たのである。また同行は金銀購入による手数料も得た。

第4表 正金銀行の償金会計関係為替売買差益 (1896年1月～1900年3月)

為替取扱高	売相場による取扱高		買相場による取扱高		差額 (正金銀行の利益高)		
	平均相場	金額	平均相場	金額	平均相場	英貨	円貨
千ポンド 17,361	ペンス 24.90	千円 167,351	ペンス 25.05	千円 166,316	ペンス 0.15	千ポンド 109	千円 1,035

(出所) 『明治財政史』第2巻, 743ページ。

(注) 為替取扱高は正金銀行に関係するものだけであって日本銀行へ政府が売却したものは含まず。

1897年以降償金を政府が正金銀行に利付預けし、この外貨資金を償金の国内回金でなく正金銀行自身が一時的に為替資金として用いることも行われた。これについては別稿で述べる。

30) 「原六郎氏の経済時事談」『東洋経済新報』第89号, 1898年5月15日, 19ページ。

31) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』557～558ページ。

32) 『明治財政史』第2巻, 743ページ。

上述のようにして政府は賠償金の日本への回送などのためにこの賠償金の中から多額の資金を正金銀行に供与し、同行はこの資金をもとに多額の輸入為替を取扱ったのであった。しかも賠償金を同行が取扱ったことは同行の対外信用を増大させ、同行の輸入為替取扱を容易にしたのである。

こうして正金銀行は輸出為替のみでなく輸入為替の領域においても着々と地歩を築いたのである。交換元英貨は政府所有であってこれを用いた為替は御用為替というべきものであり、しかも償金が枯渇すればひとたび築いた正金銀行の輸入為替取扱上の地位が再び後退するのではないか、したがって本来の為替銀行としての輸入為替取扱としては問題があるとの疑問も起りうるが、実際にはいったん築いた輸入為替取扱上の地位が、外貨資金源を償金から正金銀行の自己資金や日銀からの融資に支えられた輸出為替手取金、または同行の外貨預金や外貨借入金に切りかえつつ維持されるのである。

高橋是清が正金銀行本店支配人に就任した当時、同行は香港上海銀行の為替相場が建ってから、これをもとに同行の相場を決めていた。高橋は同行が外国銀行よりも1時間早く店を開くと同時に同行独自の為替相場を建てるようにした。1895年頃に正金銀行は為替相場を自主的に決定できるようになったのである。³³⁾

『東京経済雑誌』1896年(明治29年)3月7日号には「横浜正金銀行東洋為替の実権を握る」と題する次のような記事が掲げられている。「従来東洋の為換は香港上海銀行『チャータード』銀行等に左右せられ、横浜正金銀行は其の気配如何に随て之を取組むに過ぎざりし状態なりしも、頃日来形勢全く一変し、本邦より海外就中倫敦等に向て送るべき為換は同銀行専ら之を売り、倫敦等より東洋即ち本邦及新嘉坡、孟買、香港、上海等に送るもの亦同銀行専ら之を買ふより、自然東洋の為換は其实権一に正金銀行の掌中に帰し、往日之を左右したりし香港上海銀行及『チャータード』銀行等は只管正金銀行の鼻息を窺ふて其の取組を為すに至りしとなり³⁴⁾」。第1表によれば正金銀行の為替取扱高は同年に激増しているものの、同年の同行為替取扱高は日本の貿易の39%であり、1906年(明治39年)までは日本の貿易額の40%を超過することはなく、正金銀行の為替取扱高が外国銀行の取扱高を凌駕するのは1911年(明治44年)頃であるから、正金銀行が東洋為替の実権を握ったというのは過大評価または一時的と言えようが、このような見解があらわれるほどに正金銀行が発展したのである。

かくして日清戦争後(1896年頃)に横浜正金銀行の本来の外国為替銀行への転化が完了したのである。

もっとも明治末にならなければ横浜正金銀行や同行を含む日本の銀行の外国為替取扱高が外国銀行のそれを凌駕しなかったのであり、それ以前においては外国銀行の力が強力であって、正金銀行

33) 高橋是清, 前掲巻, 80~82ページ。

34) 『東京経済雑誌』第815号, 381ページ。古沢紘造, 前出, 124~125ページ。

を中心とする日本の銀行が日本の外国為替業務を完全に掌握するに至っていなかったことを認めざるを得ない。³⁵⁾だが外銀のウェイトの高さについては、大蔵省が正金銀行を保護・育成して外国銀行を一挙に駆逐しようとはしなかったことも考慮されなければならないであろう。正金銀行が外国銀行に対峙して、為替取引における外国銀行の専横を一応抑えることができれば、他方で、外国銀行の豊富な低利資金を利用して貿易の拡大をはかる方が、資本不足に悩むわが国にとってはるかに有利だと考えられたのである。大蔵官僚の添田寿一も、「外国銀行殊に上海香港バンク〔香港上海銀行〕は正金銀行と相對峙して我邦貿易商の機関として活動し」、「我邦貿易上に利益を与ふること少なからざるものあり」と貿易金融に果す外国銀行の役割を高く評価していた。日清戦争前から日清戦争期にかけて世間一般には横浜正金銀行の為替取扱高の外銀と比較しての少なさを指摘し、外国銀行の利益独占を排除し、日本の商権を回復しようという主張がみられたが、これを大蔵省がそのまま採用することとはならなかった³⁶⁾のである。また後述のように三井物産は自らの発展のために外銀利用方針を採用したのである。

2. 高橋是清の正金銀行改革と正金銀行の外国為替・貿易金融機関化の一層の進展

富田日銀総裁辞任までは日本銀行と正金銀行は対等に大蔵大臣の監督指令にしたがっていたが、川田日銀総裁就任後は正金銀行は日銀総裁を大蔵大臣の代理とみなす原則が生まれた。したがって正金銀行が大蔵大臣と協議していた事項は、すべて日銀総裁と協議することとなっていた³⁷⁾。横浜正金銀行は外国為替・貿易金融機関としての発展を続けていた。だが日清戦争前には同行には貿易の発展にそぐわない点もあった。1891年3月の正金銀行改革後、園田頭取と同頭取を支持してきたが頭取復帰の意志のあった元頭取の原六郎取締役との間で微妙な対立があり、相馬取締役が両者の調整に腐心していた。この頃、日本銀行の川田総裁は、日本銀行が横浜正金銀行の手形を再割引しており、また上記改革にさいして小泉信吉らを正金銀行に送りこむなどしていたにもかかわらず正金銀行の業務運営が好転しなかったことに対して、正金銀行に注意を促した。すなわち1893年(明治26年)2月13日に正金銀行重役全員が、日銀重役ともに川田総裁のもとに召集された。その会場となったのは浜町の三野村別館であった。川田総裁は渋沢栄一立会のうゑで訓示を与え、重役の奮起と

35) 石井寛治氏は、明治末年にわが国の金融機関は、貿易金融の領域において、諸外国銀行支店を圧倒するところまではゆかないにせよ、少なくともそれらとほぼ対等の地位には到達し、諸列強のアジア支配の拠点をなす強力な植民地銀行の下に包摂されていた日本の対外金融領域が、ようやくわが国の金融機関の手中に回復される見通しができることと述べられている(石井寛治「金融構造」第3節「横浜正金銀行の活動と外国銀行」大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上巻、東京大学出版会、1975年、100～101ページ)。明治末に日本において外国為替銀行業が確立したと言えるのではなからうか。

36) 古沢紘造「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」渋谷隆一編著『明治期 日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、1977年、130～134ページ。

37) 専修大学相馬永胤伝刊行会『相馬永胤伝』専修大学出版局、1982年、295ページ。

綱紀肅正を求める一方、園田、原が紛争をやめて、園田現体制を盛りたてるよう要望した。³⁸⁾この当時は再び正金銀行と日本銀行との関係が円滑を欠くようになっていた。³⁹⁾川田日銀総裁は、高橋是清同行馬関支店長に正金銀行入りを1895年に勧めた際、「従来日本銀行としては、低利の金を正金銀行に融通して、貿易の発展に力を致させていたが、どうも正金のやり方については意に満たないところが多い。そこで先に小泉信吉…を本店支配人として入れ、正金銀行をもっと国家的に働かせようと思ったが、園田頭取を始め相馬永胤その店の旧店員がいてなかなか小泉の意見が行われぬ。結局小泉はただ日本銀行との使い走りだけに使われ、日銀の営業局からは責められ、正金に帰れば自分の意見は行われず、とうとう自棄酒を飲んでそのために死んでしまった。」⁴⁰⁾と述べている。

日本銀行が正金銀行への低利資金融通を決めた時に、今後正金銀行本店支配人は日本銀行総裁が指名するという条件を川田日銀総裁はつけていた。1894年12月に小泉支配人が病死した後、正金銀行側はたびたび日本銀行に対して本店支配人を決めるよう申し入れたけれども、川田はこれを決めないで⁴¹⁾おいた。園田正金銀行頭取は両行の関係について深く責任を感じ、しばらくロンドン派出の取締役として海外に逃避しようとしたが、原六郎は両行間の関係を円滑にするには日銀関係者を正金銀行の支配人兼取締役として同行に入れるか、あるいは日本銀行総裁の代理人を正金銀行の会議に列せしめ、先方の希望を達せしめるより他に方法はないとして、1895年8月7日の臨時取締役会にこのことを計った。⁴²⁾園田孝吉頭取、原六郎、相馬永胤の両取締役らは川田総裁の指図を守るから本店支配人を決めてくれるよう川田総裁に頼んだ。1895年8月に日銀支店長高橋是清が正金銀行本店支配人となり、同月に日銀営業局長山本達雄が日銀在勤のまま正金銀行取締役となり（1897年に日銀理事に昇任し、同取締役を辞任）、両名とも川田日銀総裁の推薦によったので、その後正金銀行と日本銀行との関係はますます親密さを加えて⁴³⁾いった。

1896年11月に日銀総裁に就任した岩崎弥之助は、園田正金銀行頭取が神経衰弱のために辞意を示すと（『園田孝吉伝』187ページ）、1897年4月19日に相馬永胤を招き、相馬を園田の後任にしようとした。翌日相馬は大蔵大臣松方に相談しようとしたけれども、松方が病気のために面談できず、4月21日に岩崎総裁へ承諾の返答をした。4月22日に岩崎は相馬を自宅に招き、岩崎の正金銀行に対する希望を書面で示し、相馬はこれに同意した。岩崎はこれを他の重役に示し、かつ相馬を頭取に、

38) 同上書、318～319、322ページ。

39) 1892年に正金銀行員の横領に関して三井銀行と正金銀行とに争いが生じ、川田日銀総裁がこれを調停しているが（『横浜正金銀行史』139～142ページ）、この事件などによっても川田は正金銀行の綱紀肅正の必要を感じたであろう。

40) 高橋是清、前掲巻、74～75ページ。

41) 同上巻、75ページ。

42) 原邦造編『原六郎翁伝』中巻、1937年、165～166ページ。

43) 『横浜正金銀行史』156、179～180ページ。松方正義は「正金銀行にして日本銀行に於ける関係親密ならざれば正金銀行は到底自由自在の働きをなすを得ず是故に独逸にては帝国銀行の外に別に外国為替銀行をハンブルク府ニ設立シ帝国銀行の重役をして為替銀行に兼務せしめ以て二者の関係を親密ならしむるを計れり」と述べている（『松方伯経済談』『東洋経済新報』第1号、1895年11月15日、15ページ）。

高橋を副頭取にすべきことを話すよう相馬に語った。4月23日に岩崎の招きによって正金銀行の重役一同ならびに日本銀行の理事が岩崎宅に集り、岩崎は前日に述べた通り談話をした。直ちに岩崎宅において重役会が開かれ、岩崎の意見が採用された。4月24日に頭取、副頭取就任願を正金銀行は大蔵大臣に差出した。4月26日にこれが許可され、4月27日に正金銀行重役会が開かれ、岩崎総裁の希望書に対し同意の返書を出すこと、臨時総会を開き営業年限延期の事並に定款改定のことを議することが決定された。大蔵大臣の承認のもとに日本銀行総裁の意向によって正金銀行頭取が決められたわけであり、正金銀行の首脳人事には日銀側の意志が強く反映するようになった。1897年5月以降には正金銀行と日本銀行の営業方針の協議決定の便を計るために、日本銀行の重役および営業局長が正金銀行の重役会議に随時参列して重要事項を討議することが認められるようにさえなっている。^{43 a)} 横浜正金銀行は1891年の改革によって外国為替・貿易金融機関となることが最終的に確定していたけれども、高橋是清は、日本銀行と正金銀行の協調関係を背景に、同行が外国為替・貿易金融機関によりふさわしいものに改めようとしたのである。

正金銀行入行後高橋は、後述のように1895年下半季の同行決算に関して株主への配当金の増額を抑制して繰越金を増額し、銀行内部の基礎を堅実にし、同行の信用を高め、同行が貿易金融機関としてより発展するようにした。高橋是清が正金銀行経営の堅実化に努めたことについては後述する。1897年(明治30年)に日本が金本位制を確立させることとなると、日本銀行総裁岩崎弥之助は、高橋が正金銀行副頭取になった同年4月に、兌換準備を強化することなどのために正金銀行がますます対外貿易の発展に尽力するよう同行に懇請した。これに対して正金銀行重役会は同年5月3日⁴⁴⁾に岩崎の希望に同意することを決議したのであった。同年以降正金銀行頭取は主として外部の事務にあたり、行内の事務はもっぱら副頭取が従事し、重要事件は両者が協議することとなり(定款上は「副頭取ノ職務ハ頭取事故アル時之ヲ代理スルニ止マリ其余ハ他ノ取締役ト異ナルコトナシ」とあったのが⁴⁵⁾「副頭取ハ常ニ頭取ヲ輔ケ頭取事故アルトキ其職務ヲ代理スヘシ」と改められた)、1897年3月に正金銀行取締役⁴⁵⁾に就任し、翌4月に同行副頭取に就任した高橋是清が、大きな権限をふるって正金銀行改革を実施した。

従来は外国為替・貿易金融ではない金融も正金銀行は行っていたが、1897年7月には正金銀行取締役会は、同行資金の運用はもっぱら外国為替または貿易品に対する分に限るということなどを内容とした、高橋是清副総裁が同行神戸支店に訓示した営業方針を承認している。正金銀行は外国為替・貿易金融機関に純化していくこととなった。この資金運用の方針は、その後同行全体の方針

43 a) 『相馬永胤伝』371～375ページ。『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』568, 571ページ。

44) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』, 568～571ページ。吉野俊彦氏は日本銀行の対外関係文書のうちで岩崎の正金に対する希望のような強い調子のもをみたことがないと述べられている(吉野俊彦『日本銀行史』第2巻, 春秋社, 1976年, 494ページ)。

45) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』569, 571, 579ページ。

として、漸次正金銀行本支店でも遵守することとなったのであった。⁴⁶⁾ 1897年10月に貨幣法が実施され、金本位制が確立された翌月に、同行取締役会は、日清戦争賠償金の同行への預け入れの廃止による外貨資金減少を予想して事業縮下方針を決定したが、この場合、「成ルヘク海外ニ対スル理財機関タル本行ノ本旨ヲ毀傷セサルヲ專一トナシ本邦海外貿易ニ関係薄キ取引ニ向ッテ精々縮少ヲ加フルヨリ外ニ適當ノ方法ナキヲ信スルナリ」と、同行資金をできるだけ日本の貿易と直接関係のある用途に使うという営業方針を採用している。⁴⁷⁾ 正金銀行サンフランシスコ支店は1898年上半季に香港向け為替取組のために欠損を生じたが、高橋是清副頭取は同支店長に対し、「元来、正金は日本と外国との貿易助長の金融機関であって、他外国間の貿易機関として作られたものではない。このことを取異えて、アメリカ本位で仕事をするから、香港や支那向きの商売が多くなって来る。今後は日本本位に仕事をしてこの方に全力を尽すがよい。しかして支那や香港向きの仕事はその副業ぐら⁴⁸⁾いの考えでやってもらいたいと注意した。⁴⁹⁾ 同年に高橋は毎月の輸出入貿易表を作り、各支店に通牒して日本貿易を主体として取扱うよう訓達したのである。

このように正金銀行は高橋副総裁のもとで日本の貿易金融機関としての性格を強めた。高橋が1899年(明治32)に日本銀行副総裁に就任(1906年に正金頭取兼任)した後の1902年(明治35年)に同行は在清国各店資金運轉方針を決定したが、この中でも「在清国地方各支店ハ日清間及ヒ日欧間ノ貿易ヲ幫助スヘキ機関タルヲ以テ其主眼ト為スヘキモノナレハ右支店ノ資金ハ専ラ直接若クハ間接ニ本邦ノ貿易ニ関係アル事業ニ運用スルコトヲ期セサルヘカラス」と定められていたのである。⁵⁰⁾

そのほか高橋は、正金銀行入行後、正金銀行内に派閥があつて(当時の有力派閥は相馬、戸次系)、閥外にあるものはほとんど問題にされない有様であつたのを改め、行内の派閥を解消して支店長級の人物を養成するために役員採用の門戸を広げることに努力した。また事務に必要な計算規定を行員が容易に見ることができなかつたのを改め、計算規定を印刷して行内に配布し、事務を執りやすくさせた。⁵¹⁾ これらによつても正金銀行の貿易金融機関としての発展を進めたのである。

日清戦争以後、正金銀行は支店、出張所を拡大している。すなわち1894年12月にボンベイ出張所、1896年9月に香港出張所を開設した。日清戦争後の対中国輸出伸張や日清銀行設立気運の高まりを背景として、正金銀行は対中国業務拡張を図り、1899年(明治32年)1月に神戸支店をそのための業務本部に定め、同年7月に長崎出張所、翌月に天津出張所、翌年1月に牛莊支店を開設し、さ

46) 同上巻、580～581ページ。『横浜正金銀行史』189～190ページ。なお1892年(明治25年)10月に倒産した酒家銀行についていえば、正金銀行神戸支店は酒造家の振出した手形(内国手形)を酒家銀行の裏書で再割引していた(『相馬永胤伝』320ページ)。

47) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』590ページ。

48) 高橋是清、前掲巻、123ページ。

49) 同上巻、127ページ。

50) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』669～670ページ。

51) 高橋是清、前掲巻、87～89ページ。『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』568～571ページ。

らに1902年(明治35年)1月には北京支店を開設した。また同行は東京にも営業所を設置する必要を認め、1899年5月に東京出張所を開設した。⁵²⁾1900年(明治33年)1月には同行はニューヨーク出張所を除いて各出張所を支店に昇格させた。⁵³⁾このような営業網の拡充は同行の外国為替・貿易金融業務の発展を反映するとともに、これらの業務を中心とする同行の発展を促進するものでもあったのである。たとえば同行出張所の支店への昇格に関しては、相馬正金銀行頭取はこれは「営業上ノ便宜ヲ謀ラントス」⁵⁴⁾るものであると説明している。なおニューヨーク出張所が支店に昇格しなかったのは、同出張所が重要ではなかったからではなくて、ニューヨーク州の法律上その支店昇格ができず、⁵⁵⁾やむを得ず同店を出張所のまま据置いたためである。

横浜正金銀行の発展の基礎には貿易の発展があった。第1表にみられるように日清戦争以後貿易が増大した。この貿易の発展には日清戦争が大きな役割を果しており、『横浜正金銀行史』は「戦局は連戦連捷の勢で進展し、夙に制海権を我手に収められたので、我外国貿易は諸方面皆益々隆盛」⁵⁶⁾になったと述べている。また『横浜正金銀行沿革史』は「平和ノ克服セラル、ヤ我経済界ハ所謂戦捷ノ結果、事業勃興シ、物価騰貴シ、從ッテ輸入著シク輸出ニ超過ノ現象ヲ生シタリ、尤モ輸出モ輸入ノ激增ニ伴ヒ増進ノ勢ヲ呈セリ」と記述している。⁵⁷⁾貿易の発展に伴って正金銀行の業務も発展した。相馬永胤正金銀行頭取は、日本の貿易総額が大いに増進したから同行の営業が全局において増進したとか、輸出が増加し、海外における貿易が好況なために同行の決算が相応の成績を収めることができたとかいうことを株主総会において述べている。⁵⁸⁾第1表によれば正金銀行は日本の貿易額の30%以上に相当する外国為替を取扱った。同行は棉花輸入や綿糸布輸出などに伴う外国為替・貿易金融を取扱っていたのである。

正金銀行の活動を同行内外各店間の外国為替手形の動きに焦点を当てて明治30年代(1898~1906年)の日本の貿易構成と関連させながら考察すると、次のようなことが言える。すなわち、まず欧米地域に関しては、日本から輸出する生糸・羽二重・石炭・銅(石炭は清国・香港に寄港する欧米船舶の動力用に供され、銅は大部分が香港から欧州へ転送された)に関連する買入為替手形を正金銀行内地各店が買取り、これらの手形をニューヨーク出張所やロンドン支店が取立てた。またイギリスなどからの鉄類・機械類の輸入やインドからの棉花の輸入に関連する利付為替手形および買入為替手形をロンドン支店やニューヨーク出張所やボンベイ出張所(1900年以降ボンベイ支店)が買取り、(またロンドン支店からボンベイ出張所(支店)へ送金手形を振出し)、買取手形を内地各店で取立てた。次に東アジア地域に関しては、日本から輸出する綿関係製品(欧米地域からの生産手段・原料品の輸入を基礎とす

52) 『横浜正金銀行史』151, 177, 203~204, 220, 227ページ。

53) 同上書, 220ページ。

54), 55) 同上書, 附録甲卷之二, 660~661ページ。

56) 『横浜正金銀行史』151ページ。『横浜正金銀行沿革史』第1編, 1917~1918年頃作成, 38ページ。

57) 『横浜正金銀行史 附録乙卷』, 135, 138ページ。

58) 山口和雄編著『日本産業金融史研究 紡績金融篇』東京大学出版会, 1970年, 289~312ページ等参照。

綿糸紡績業などの生産物) に関連する買入為替手形を神戸支店が買取り、この手形を上海支店が取立てた。また香港から砂糖を輸入し、大連から豆類・油粕を輸入し、これらに関連する買入為替手形および利付為替手形を香港出張所(支店)、大連出張所が買取り、これらの手形を内地各店が取立てたのである。⁵⁹⁾

かくして日清戦争以後、正金銀行の業務が多様化する日露戦争までの時期に、同行の業務が飛躍的に発展したのである。すなわち第1表によれば、同行内地各店の外国為替取扱高は1893年から1903年にかけての10年間に5.2倍の増加を示し、1903年のその取扱高は2億5,159万円に達した。同行の輸出入為替取扱高は同期間に5.4倍増加し、1903年にその取扱高は2億720万円に達しているのである。

川田日銀総裁や高橋是清は正金銀行が日本の貿易の発展につくすことが国家の利益となると考えていたが、正金銀行が貿易金融機関によりふさわしいものとされ、貿易金融機関として発達したということは、広義の国家目的を果すことになるものであった。高橋是清副頭取は正金銀行の「国家の貿易機関」的性格を次のように述べている。「兎に角始めより今日まで私の心に変らぬのは、どうか海外貿易上に今の通り仕事を確にして、そればかりを専門として他を降向いて見ない、即ち一意其仕事を進めて行く人を養成したいと云ふ考を持って居るのであります、正金銀行は国家の機関であって国家から多少保護を受けて居る銀行である、然らば此国家に尽す所がなければならぬ、唯己れの利益ばかりを見て仕事をして行く訳に往かない、…正金銀行は決して一個の私立ではない、国家の海外貿易の機関であります」。⁶⁰⁾ 後に高橋是清は正金銀行頭取として、同行は「一面営利団体タルカ故ニ相当ノ限度ニ於テハ株主ノ利益ヲ図ラサル可カラスト雖モ一面国家貿易上ノ金融機関」であると述べている。⁶¹⁾ また正金銀行は賠償金の政府在外資金の保管出納事務を行い、政府外債発行にも従事し、同行の政府の対外金融機関としての役割もより重要となっている。

上述のような正金銀行の発展について、とくに注目すべき要因である信用について以下において立入って考察することとする。正金銀行が内外の資金を確保することができたこと、為替リスク回避策を採用したこと、外国銀行の対日活動が外国銀行の業務の一環にとどまったこと、日清戦争後に正金銀行が外債発行に従事したことなども正金銀行の発展の一要因となったが、これらについては紙面の都合上別稿に譲る。

59) 葭原達之「横浜正金銀行における『分立的営業法』の成立とその意義」『工藤良平教授定年退官記念経済学論文集』記念論文集編集委員会、1986年、213～218ページ。1896年以前については同「横浜正金銀行における『連合的営業法』の創設と展開」『経営史学』第13巻第3号、1979年6月、52～55ページ参照。

60) 高橋是清「外国貿易及其金融機関」『東洋経済新報』第107号、1898年(明治31年)11月15日、18ページ。

61) 「営業上ノ方針ニ関スル件」(1907年=明治40年)『横浜正金銀行史 附録甲卷之二』870～873ページ。

3. 日清戦争賠償金の取扱以後における横浜正金銀行の信用の増進

信用には信頼、後払い取引、将来の返済を条件とした貨幣貸付といった種々の意味があるが、信頼といった意味での信用は一般的な人間関係にみられるだけでなく、商取引や銀行取引の基礎であり、ことに銀行業にとっては生命とも言えるものである。対外金融機関としての横浜正金銀行が外国から、また外国銀行の存在する状況のもとで、はじめから十分な信用（信頼）を得ていたわけではなく、歴史的な過程を経て同行が信用を強化していったのであった。

横浜正金銀行は創設以来信用を得ることに努めており、同行設立にあたって政府は同行に出資して資金的にその設立を助けるとともに、この政府出資によって同行信用の向上を図った。また政府は1887年（明治20年）には同行の営業を助長するとともに内外人に対する信用を強化するために横浜正金銀行条例を制定し、この制定によって同行信用の基礎はいよいよ堅実となった⁶²⁾。だが同行は日清戦争前は依然として信用が不十分（薄弱）であった。高橋是清が正金銀行支配人に就任した当時において、日本郵船会社は新造船を8隻もイギリスに発注しながら、一向に正金銀行を利用していなかった。また三菱も長崎に造船所を持っており、少なからず造船材料を輸入しつつあるにもかかわらず、正金銀行の得意となっていなかった。輸出為替の場合は外国商館も正金銀行を利用していたが、売為替の場合は正金銀行に頼まなかった。これは「畢竟正金の信用が薄いから」であった。一般に貿易においては逆為替が利用されるといわれるが、当時の輸入においては送金為替も広く利用されていたと思われる。輸出為替はこれを取組む者がまずもって銀行から金を受取って後に外国で支払うものである。これに反して送金者は先に正金銀行に金を渡して後で外国で受取る立場にあるものである。正金銀行に信用がなければ「正金に先に金を渡すのは不安心ということ」になった。これが正金銀行が売為替、送金為替取扱を通じて輸入業者を容易に吸収できない原因となったのである⁶³⁾。

日清戦争期以前においては正金銀行の対外信用が十分でなかったから、同行はインランド銀行⁶⁴⁾に預金勘定を開設することが許可されていなかった。日清戦争期には同行ロンドン支店がわずか10数万ポンドの金を借りようと思ってもできなかった。この金はおそらく海外へ支払う金であろうが、日本銀行がこれを保証すると言ってもできなかったのである⁶⁵⁾。

賠償金の取扱は正金銀行の信用を増大させ、これを通じて同行の業務の発展を促進した。正金銀行は「日清戦争を経、又此償金の保管回収取扱を命ぜられてから、頗る内外の信用を増進して、海外

62) 『明治大正財政史』第15巻、66～67ページ。

63) 高橋是清、前掲巻、81ページ。古沢紘造、前掲「明治20年代の横浜正金銀行」128～129ページ。

64) 『横浜正金銀行史』175ページ。

65) 『東洋経済新報』第107号、17ページ。

各地でも益々有力な一大銀行と認められる様にな⁶⁶⁾ったのである。相馬頭取は1899年3月に、「償金の取扱に任したるために本行の地位声価大に揚り近来其土地に対する同支店の取引著しく伸張した⁶⁷⁾」と述べている。また大倉喜八郎も、第1回農商工高等会議において、正金銀行が賠償金を取扱うようになって「正金銀行ノ信用モ殖ヘテ来、…大層海外ノ信用ガ高マリマシテ、其レカラ働キモ敏活ニナッ⁶⁸⁾」たと述べている。

正金銀行の賠償金の取扱は、同行が政府資金を保管したり、同行が賠償金の預け入れを政府から受けてこれを為替資金として用いることによって為替取扱額を増加させたりして正金銀行の信用の増大をもたらしたと考えられるが、賠償金の預け入れ（無利子と有利子の2形態がある）には、低利預け金をもとに同行が為替業務以外の手形の割引、貸付を行うことによって多数のロンドンの一流仲買人を正金銀行ロンドン支店に出入させ、正金銀行の存在をロンドン市中に認めさせることによ⁶⁹⁾って海外における正金銀行の信用を高めるという効果も期待されていた。

賠償金の取扱による正金銀行の信用の増大の効果について述べれば、それはとくに信用を前提とする同行の送金為替の取組に寄与したと考えられる。

また正金銀行は、日清戦争以前には引受業務をほとんど行わなかったけれども、日清戦争後には額は多くはないが得意先のために手形の支払を引受けるようになっており、1900年末に同行は611万円（その大半はロンドン支店引受⁷⁰⁾）の支払を引受けている。このような業務は銀行の信用を前提とするものであり、信用の増大はこの引受を容易にするものであったと言えよう。

正金銀行の信用の増大は、同行が外国の中央銀行へ預金することに寄与した。すなわち賠償金を正金銀行が取扱うようになった1896年になってはじめて、イングランド銀行は正金銀行ロンドン支店が同行に預金勘定を開設するのを快諾したのである。⁷¹⁾

また信用の増大は海外預金を集めるにも好都合であった。『東洋経済新報』1898年（明治31年）11月15日号において高橋是清正金銀行副頭取は次のように述べている。「今日の正金銀行と云ふものは海外に於て殆んど唯一の日本の経済機関であって其信用は四五年此方非常に増した」、その1例をいえば、高橋がボンベイに着き（1898年4月）、同行ボンベイ出張所支配人に同地で預金を集めるよう話してから、同出張所はボンベイの中央銀行よりも1%位高い利子をつけて預金をボンベイで集め始めたが、まもなく預金を多く集めることができるようになり、ボンベイの中央銀行と利率を同じ

66) 『横浜正金銀行史』175ページ。

67) 同上書、附録乙巻、135ページ。

68) 竜門社編『渋沢栄一伝記資料』渋沢栄一伝記資料刊行会、第23巻、1958年、358ページ。古沢紘造、前出、126～127ページ。

69) 高橋是清、前掲巻、126ページ。

70) 横内正雄「第一次大戦前における横浜正金銀行ロンドン支店」東北大学研究年報『経済学』第46巻第3号、1984年、37ページ。

71) 『横浜正金銀行史』175ページ。

にしても同出張所に続々と預金を申し入れる者があり、3ヶ月の定期預金などは断わるという状況に至ったのである。⁷²⁾

さらに日清戦争後の信用の高まりによって、正金銀行は海外からの借入が容易にできるようになったのである。同上号において高橋は、「此頃では随分巨額な金を倫敦市場に於いて融通することが出来る位に信用が高まった、仏蘭西辺りへ行って出張所に付いて見れば、是も随分信用で以て一時相応の金高の容易に融通が出来る位になった、紐育へ行って見ても矢張り其通りで、随分信用で以て一時金融を付けることの出来る位に先づ信用が高まってきたのであります」と述べている。⁷³⁾

上述のように信用の増進が正金銀行の発展を助長したのである。そしてこの信用の増進に賠償金の取扱が大きな役割を果たしたのである。

正金銀行は賠償金以外の資金確保の面からも信用の増進を図っている。同行が創立にあたって民間出資をおさえてまで政府の出資を希望したのは、国家のバックアップを背景として同行が内外人の信用を得ることができるようになるためであった。⁷⁴⁾その後同行が増資を行ったのは単に貿易の発展に伴う資力の増加の必要のためだけではなく、巨額の資本金を有することによって同行の信用を強化するためでもあったのである。同行は1896年(明治29年)に第2回増資を行ったが、これに関する同年3月の株主総会議題においては資金の不足を補い、海外関係の事業を拡張するとともに「当銀行ノ信用ヲ増進」することが増資の目的に掲げられていた。⁷⁵⁾同行は1899年(明治32年)に第3回増資を行った。1897年(明治30年)に同行第6代頭取に就任していた相馬永胤は、1899年9月の株主総会において、その増資の理由の1つとして、「本行の如く外国関係の事業を以て専務と為すものは巨額の資本金を有し信用を鞏固ならしむるに非されは充分の行動を為す能はず」ということを挙げているのである。⁷⁶⁾銀行の信用、銀行の安全性が資本金の大小によるとは必ずしも言えず、銀行の信用、安全性は貸出の状態によるところが大きい。正金銀行は対外金融機関として対外信用をとくに重視しなければならぬために資本金の増加を対外信用の基礎として重視したのである。

正金銀行は利益金の一部を積立て、また一定の繰越金を保持したが、これは業務の拡張や損失に備えるだけでなく、同行の信用を増進させるためでもあったのであった。繰越金に関しては、1896年(明治29年)3月の株主総会に出す決算表について議論が起った。高橋は総利益のうちから規定の株主配当金その他を差引いて、15~6万円を1895年下半季繰越金としようとしたが、同行重役の若尾逸平らは株主の利益をはかって繰越金を従来どおり5万円以下とし、株式配当を増加させようとした。高橋は正金銀行の国家機関的性格を重視し、また同行の信用を高めることを重視し、繰越金の

72) 『東洋経済新報』第107号、17ページ。

73) 同上ページ。

74) 拙著『外国為替銀行の成立』国際連合大学、1983年、17~18ページ。

75) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』530ページ。

76) 同書、附録乙巻、139ページ。

増額を次のように強く主張した。「そもそも正金は株主の利益をはかるためにのみ作られたものではない。実にわが対外貿易発展のために設けられたる唯一の金融機関であって、その業務遂行に当ってはもとより国家の利益を先にせねばならぬ。正金の国家に対する任務は極めて重要である。しかしてこの任務を果すためにはまずもって国の内外における信用を高めねばならぬ。それには銀行内部の基礎を堅実にすることが最も肝要である。その手段として毎期の繰越金のごときはもっと多額を計上するの必要がある。君のような重役がおっては私はこの銀行に勤めていることは出来ぬ。君の議論のごときは正金銀行の役員として口にすべからざることだ」。他の重役達が「従来の模様を見ると株主総会がなかなかやかましかろう」と述べると、高橋は「もし株主総会にてこの原案が通過しないで、自分たちの利益のみを顧みるならば、我々一同は決心して辞表を出せばよいではないか」と突張り通して、とうとう自分の出した原案通りの決算表を株主総会に提議した。このように正金銀行株主の直接的利害と正金銀行の貿易金融機関としての発展、国家機関的性格との対立は、配当金を増加するか、繰越金を増加して正金銀行の信用を高めるかという対立となってあらわれたのである。高橋の提出した原案が株主総会を通過したのは、日銀と正金銀行との関係がやや明瞭となって、日銀総裁の隠然たる勢力が影響した結果であった。このようにして繰越金の増加による信用の増進が図られたのである。⁷⁷⁾

株主の利益と正金銀行の信用増進との対立は積立金の額をめぐる対立ともなってあらわれた。1899年(明治32年)3月の株主総会において一部株主は積立金を資本金に引直すべきことを希望したが、同会会長(頭取)は、積立金は資本金の損失、配当金の不足を補うために使用するものであり、「本行ハ海外ニ対スル營業ヲ以テ専務トナスコトハ改メテ言フヲ要セサル所ニシテ諸君ト共ニ今日ノ盛大ヲ祝スルヲ得ルハ全ク信用増加ノ結果タルニ外ナラス而シテ信用ノ厚薄消長ハ主トシテ資本金積立金ノ多寡及ヒ仕事ノ仕振等ニ因ルコト論ヲ俟タス然ルニ今一朝ニシテ積立金ヲ資本金ニ引直スカ如キコトアレハ折角歲月ヲ積ミテ蓄養シタル本行ノ信用ヲ毀損スルノ最モ甚シキモノ」であると反論しているのである。⁷⁸⁾ また1900年(明治33年)3月の株主総会において相馬頭取は、同行創立以来の歴史を回顧して、「本行は終始積立金を増殖して信用を蓄養するに鋭意した」と述べている。⁷⁹⁾

正金銀行は1902年(明治35年)下半季に一部の株主の反対を押し切って配当率をこれまでの年1割3分から1割2分に減少させ、銀価低落に伴う損失に備えて20万円の銀資準備積立を行ったが、これは横浜正金銀行が自らの信用を保持するとともに、同行の信用を増大させて預金の吸収に務めるためでもあったのである。そしてこのことは外国銀行との対抗上是非とも必要であったのである。

77) 高橋是清、前掲巻、90～92ページ。日本銀行でも、1896年11月に日銀総裁に就任した岩崎弥之助は、まず最初に従来日本銀行の慣例となっていた株主配当年1割2分を年1割に引下げた。これには監事側に異論もあった(同上巻、99ページ)。

78) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』625ページ。

79) 同上書、附録乙巻、143ページ。

1903年3月の同行株主総会において、同会会長（頭取）は「本行ハ国家ノ機関ニシテ競争セサルヘカラサル^{きよくて}勤敵ハ外国銀行ナリ彼ノ香上銀行ノ如キニ於テハ十分ナル積立金ヲ為シ益々其基礎ノ鞏固ヲ加フルニ当リ本行ニ於テハ反テ積立金ヲ減少シ若クハ後季繰越金ヲ減少スルコトアリトセハ本行ノ信用声価ヲ害スルコト果シテ幾何ソ本行ハ益々基礎ノ鞏固ヲ加フルト同時ニ益々海外ニ於ケル信用ヲ増シテ預金ノ吸収ニ務メサルヘカラス⁸⁰⁾」と述べている。また1903年上季の配当率も一部株主の反対にもかかわらず1割2分に据え置かれ、銀資準備積立金として20万円が積立てられ、前季と同じ位の繰越高が残されたが、この理由として1903年9月に同行株主総会会長（頭取）は「元来銀行ハ信用ヲ以テ生命ト為シ其信用ハ主トシテ未払込株金即チ予備責任、積立金、後半季繰越高ノ多少ニ基クモノナリ繰越高ハ銀行ノ信用ニ対シ斯克重大ノ関係アルモノナレハ内地諸銀行ニ於テモ繰越高ヲ増加センコトヲ務メ殊ニ外国銀行ニ於テハ繰越高甚タ多大ナリ故ニ本行モ他銀行ニ比シテ決シテ恥チサル様ニ為ササルヘカラス彼ノ香上銀行ノ如キモ積立金及ヒ銀資準備金共ニ頗ル巨大ニシテ繰越高モ亦甚タ多シ『チャータード』銀行モ積立金及ヒ繰越高同様ニ豊富ナリ然ラハ之ト競争スヘキ本行ニシテ漸次ニ積立金ヲ充実ニシ繰越高を増加シ以テ其信用ヲ鞏固ニスルコトヲ務メシテ可ナランヤ⁸¹⁾」と述べている。ここにも同行が積立金や繰越金の増加に務めて同行の信用を強化して外国銀行に対抗しようとしたことが明示されているのである。そしてこの信用の増進が取引の拡大や預金吸収につながるものであったと考えられる。

本稿の対象とする時期や日露戦争後頃には中国人の預金は預金利子率によって預け入れ先がかなり左右されていたようである。⁸²⁾だがその後は銀行の信用の大小が中国における預金吸収にますます大きな影響をもつようになったと思われる。たとえば1915年（大正4年）の正金銀行の、中国における外国銀行に関する調査書は、外国銀行を中国金融市場において支配的地位に立たせた一因が借款の取扱とともに外国銀行の信用であったとみなしている。⁸³⁾また第2次大戦前に外国銀行が中国金融市場を支配し得た一因として、1937年頃に作成された中国のある文献は次のように論じている。「我國民は外国銀行を信用し過ぎている。在支主要外国銀行は營業が健全で資本は多いし、信用も厚く、又その政府も後援してゐて、どんな政変や、戦争にも影響を被らない。外国銀行に預金すれば政府の没収を恐れることもいらない。故に一般富豪、官僚、軍閥は好んで低利又は無利子ででも外国銀行に預金する。外国銀行が我国金融市場を左右し得るのは、國民の外国銀行に対する過度の信用を

80) 同上書、附録甲卷之二、675～677ページ。

81) 同上巻、685ページ。

82) 平智之「日本帝國主義成立期、中国における横浜正金銀行」『東京大学経済学研究』第25号、1982年11月、70ページ。

83) 横浜正金銀行（田中徳義稿）『支那ニ於ケル列国銀行政策ノ沿革及現状（上編）』19ページには「支那銀行」は「薄弱ナル信用ト少額ナル資産トヲ以テ過大ニ銀行券ヲ発行シ放漫ナル貸出ヲ為セルヲ以テ市場金融渋滞ヲ来シ倒産スルモノ相踵クノ奇觀アリ然ルニ外国銀行ハ本國ノ豊富ナル資本ヲ以テ國際貿易ノ金融ヲ司トリ兼テ借款ノ仲介者或ハ当事者トナリ盛ニ外資ヲ支那ニ輸入シ一面支那人商取引ニ明カナル買弁ナルモノヲ置キ之ヲシテ責任ヲ以テ支那人取引ノ仲介者トナセリ依テ支那人商人ト言フニ及バズ支那銀行モノ

利用してゐる事にもよるの⁸⁴⁾は明白である。」国内の不安定性の増大とともに預金の安全性が強く求められるようになり、したがって正金銀行の信用の増進が、中国における預金の増大、他の外国銀行とともに中国金融市場を左右することにつながることに⁸⁵⁾なる⁸⁶⁾と言えるであろう。

正金銀行は日清戦争後に中国において一覧払手形を発行して取引を拡大したが、これは「同行全般の信用を高むる上に大なる効果を」⁸⁵⁾発揮したのであった。

そのほか、前述のように1900年1月に正金銀行が各出張所を支店に昇格させたのは、一つには営業上の便利を図るためであったが、またこれが「信用ヲ増加スル上ニ於テモ自カラ便益アラント信スル」⁸⁶⁾からであったということも指摘できる。

正金銀行は後述のように安全重視の資金運用、堅実経営を行つたが、これも同行の対外信用を高めるものであったといつてよい。⁸⁷⁾

横浜正金銀行は外債も取扱つた。すなわちまず第1に1884年以降1899年度（明治17年～32年度末）にかけて7分利付外国公債の元利払を取扱つた（政府から正金銀行が直接命令を受けてこれを取扱つていたが、1897年7月以降は契約に基づき日本銀行の代理店として元債元利払を取扱つた）。第2に政府は既発国債の外国への売却を行うこととし、1897年に香港上海銀行ロンドン支店およびエム・サミュエル商會をシンジケートとして預金部所有軍事公債4,300万円をロンドンで売出すこととし、正金銀行が日本銀行の代理店としてその取扱を行い、かつ7月以降正金銀行ロンドン支店が日本銀行代理店としてその元利払を引受けた。第3に1899年（明治32年）には正金銀行はながく行っていなかった新規国債の発行も行うこととし、4分利付英貨公債1,000万ポンドをロンドンで発行した。正金銀行はパース銀行、香港上海銀行、チャータード銀行とともにシンジケートを組織し、この発行を引受けた。正金銀行ロンドン支店が同公債の元利払を取扱つた。これが正金銀行にとってはじめての、また日本の銀行としてはじめての外債発行引受であったのである。また1902年（明治35年）には預金部所有帝国5分利公債（内国債）5,000万円をロンドンで売却することとし、香港上海銀行とともに正金銀行もこの売出を引受け、正金銀行は引受分500万円のうち100万円をパース銀行へ配分し、同

、此買弁ナルモノヲ通シテ外国銀行ト自由ニ取引スルコトヲ得タリ故ヲ以テ支那財政ガ外国銀行ノ援助ヲ仰クコト多キト共ニ民間経済界モ外国銀行ヲ親銀行トスル觀ヲ呈セリ 加之支那ニ於ケル事変ノ發生ト警察権ノ不備トハ人民ヲ自國ノ銀行ヲ信賴スル念慮ヲ薄弱ナラシムル傾向アリテノ騷擾アル毎ニ支那銀行ノ取付トナリ仕払停止破産等ノ厄ヲ重ネ人民ハ預金ヲ挙ケテ外国銀行ニ置クノ有様ナリ 以上ハ主トシテ開港場ニ於ケル状態ヲ述ヘタルモノニシテ内地ニ在リテハ依然支那銀行ガ唯一ノ金融機関ナリ雖然支那ニ経済的扶殖ヲナス通路ハ開港場ニシテ資金ハ外国銀行經由ニヨル外途ナシ故ニ内地支那銀行ト雖モ間接ニ外国銀行ノ庇護ノ下ニ在リト云フモ不可ナルナシ」と記されている。

84) 東亜研究所訳『支那に於ける外国銀行勢力の発展、分布及其の影響』1940年、73ページ。

85) 『明治大正財政史』第15巻、71ページ。

86) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』660ページ。

87) 相馬正金銀行頭取は、信用の程度は仕事振りにもよると述べている（『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』625ページ）。

公債の元利払は正金銀行ロンドン支店が取扱った。⁸⁸⁾このような外国国債（内国国債の売出も含む）の取扱も正金銀行の対外信用を増大させるものであったのではないかと思われる。前述の四分利英貨公債募集取扱に正金銀行が日本の銀行としてはじめて参加できたことに関して相馬頭取がこれは国家の威信によるとともに正金銀行の光栄とする所であると述べていることは、このことをうかがわせるものである。⁸⁹⁾なお日露戦争外債に関しては『明治大正財政史』ははっきりと、この取扱が正金銀行の信用を増大させ、同行は為替営業上良い結果を収めることができた⁹⁰⁾と記している。

このように横浜正金銀行の対外信用が同行の発展の基礎であり、日清戦争以後同行の対外信用が強化され、これによって同行の本来の外国為替銀行への転化が完了し、同行は飛躍的に発展したのである。

4. 外国為替金融による直輸出奨励論と取引先の信用重視の横浜正金銀行堅実経営

日清戦争以後の資本主義生産の急速な発展、経済拡大に伴い、外国貿易ことに直輸出入をすみやかに拡張することが緊急を要する重要な問題となった。横浜正金銀行の為替取扱に対しては直輸出業者の強い批判があった。たとえば横浜の直輸商人は1895年に、正金銀行は日本銀行から低利資金を受けているのに直輸出を奨励しないだけでなく、かえって居留地外商を保護している、正金銀行は外商の手形を高く買入れるけれども日本直輸出商の手形は容易に買入れず、日本直輸出者は高利を払わざるを得ない、また正金銀行が低利資金を借りる特典を得ているのは横浜の輸出手形を多く買入れて輸出を奨励し正貨を回収するためであるのに、同行は横浜とロンドンにおける為替買入高⁹¹⁾に差額を生じないように努めており、同行は輸出奨励に役立っていない、と主張した。

保護主義者前田正名が1893年に創刊した『産業』誌には直輸出業者（とくに在来産業関係業者）らの正金銀行批判、直輸出奨励のための為替金融改善論が数多くみられる。直輸出業者は荷為替を十分に利用できていなかった。1895年の全国各実業団体大会に寄せた上田貢太郎の意見書には、海外為換は外国貿易上欠くことのできない機関であるにもかかわらず日本の商人でよくこれを利用できる者が少ないのは我商権拡張上の一大欠点と言わざるを得ないと述べられている。直輸出業者で荷為替を利用できたものも不利な条件を甘受せざるを得なかった。『産業』1895年1月号に掲載された神戸市茶業組合組長山本亀太郎や兵庫県五二会本部の兼松房次郎らの意見書〔全国実業各団体連

88) 『明治大正財政史』第15巻、243～248、252～254ページ、浅井良夫「日清戦後の外資導入と日本興業銀行」『社会経済史学』第50巻第6号、1985年3月、12～17ページ等参照。

89) 『横浜正金銀行史 附録乙巻』139ページ。

90) 『明治大正財政史』第15巻、143ページ。

91) 横浜直輸商人A B「横浜正金銀行の為替取扱」『東京経済雑誌』第792号、1895年(明治28年)9月21日。

92) 上田貢太郎「全国実業者諸君ノ考案ヲ望ム」『産業』第17号、1895年5月、4ページ。

合大会の諮問に対する答申] の中では「内外国人ニ於ケル金融ノ便不便アル其懸隔優劣実ニ異常ニシテ我商人ノ殊ニ不便ヲ感シ尤モ心勞スル所ノ実状ハ親シク海外直輸貿易ニ従事シタルモノ、知悉スル所ナリ」と述べられており、この一例として次のようなことが挙げられている。外国商人が商業上信用の必要をよく心にとめて忘れず、この養成発達に努める結果であろうが、かりに5万円の資本を以て商業に従事する者は、巧に銀行を利用して滑かに資金を運転して数倍の商買取引を行うというのが外国商人の常である、また外国銀行は、数年の経験智識に因って確実にその機関を運転応用して商人の爲めにいろいろの便利を与えることが少なくないが、日本商人は外国銀行と為替手形の売買を行おうとしても、その銀行が信用する人の保証がなければあえて取引を行わない、したがって格別の信用を確保している者は別として、そうでない者は〔信用〕保証を承諾されても為替金額と同一の担保品を供出しなければ外銀は保証を行わない、このような手続によることは無為替で輸出をするのと同じであり、なお多少保証手数料を支出するという損がある、また正金銀行と取引しても同じような手続となるであろう、日本商人はその資本を5割ないし1倍に膨張してこれを運用する便利さがなく、このように金融機関に便を欠く地位にある日本商人がたとえ多少経験智識に富んでも外国商人と相對峙して激烈な商業戦をいどめるであろうか。⁹³⁾

1895年の五二会大会に対する阿部孝助会員の建議には海外為換の極めて不便不利なことがさらに次のように述べられている。正金銀行はたとえば10万円の価格を有する物品に対しても格下げと称して2割もしくは3割を引下げ、その後為換の取組を行うから、その荷主は自ら2、3万円を負担する力がなければ輸出を行うことができない、しかし外国の銀行は人を信認し物品のいかんを問わず荷主の請求に応じて為換の取組を行うという便利を与えるから年々輸出が盛大になるのである、⁹⁴⁾要するに我国の銀行は物品の信用を基礎とし、外国の銀行は人の信用を基礎とするのである。

神戸市茶業組合等の上記意見書にも触れられているように、直輸出奨励論者の中では荷為替金融が十分に受けられない一因が直輸出商の信用のなさにあることがある程度認められていた。また前田正名は「正金銀行は今や多くの利便を外人にのみ与へ邦人は却って其次に浴する能はざるものあり、是れ内地人に信用なく止むを得ず斯の如き奇怪なる結果を見るに至りしや疑ふべからず」と論じている。五二会会員の兼松房次郎も、日本商人が金融上の不利不便をこうむっているのは、要するに内商人不信用の結果であると述べている。⁹⁶⁾

だが直輸出奨励論者は前述の阿部孝助の建議にもみられるように、正金銀行の経営能度をも問題

93) 「諮問に対する意見書」『産業』第13号、1895年1月(復刻版、長幸男・正田健一郎編『明治中期産業運動資料』第2集、第20巻ノ2に収録)、47~48ページ。五二会とは織物・陶磁器・漆器・金属器・製紙紙製品に雑貨・敷物類を加えた同業者団体である。

94) 阿部孝助「海外為換ニ関スル意見書」『産業』第17号、1895年5月、18ページ。

95) 前田正名「日本貿易銀行設立に関して」『産業』第19号、1895年7月、3ページ。

96) 兼松房次郎「海外直輸貿易ヲ発達セシムル方案中金融機関ニ係ル所見」『産業』第19号、1895年7月、55ページ。

としていた。兼松房次郎は、正金銀行が独占と同様の地位にあって事業の安全を守り過ぎており、進取の気持を忘れて安易に利益を得ようとしていると、次のように同行を批判しているのである。

「横浜正金銀行カ殆ントモノポリー同様ノ地位ニアルヲ以テ事業ノ安全ヲ守ルノ程度ニ過キタルノ観アルヲ知ル」, 「モノポリーハ事業ノ発達ヲ遅緩ナラシムルノ弊アル所以ノモノハ他ヨリ競争スル⁹⁷⁾ノ刺撃ナキヲ以テ自カラ進取ノ氣象ヲ冷却シ彌々安逸ニ抛テ而シテ其利ヲ占メントスルニアリ」。

荷為替金融の改善策としては上田貢太郎は、政府の補助を仰ぎ、または民間有志者の奮勉に依り、務めて直輸出入を奨励し、我商人になるべく頻繁に海外為換を取組ませ、その手続に練慣させ、為替取引に付帯の約束を履行させ、日本の商人の信用を増進確立させようとした。阿部孝助は、数万の会員中から1万人の応募者を求めて1名につき金100円あてを出金させ、その合計額100万円で軍事または他の公債を買収し、そのうち50万円を正金銀行に担保として預け入れておき、他の50万円は外国の確実な銀行に担保として預け置き、信用を求める資金とすることを提言した。⁹⁹⁾ 1895年1月に全国実業各団体連合大会会長前田正名は大蔵大臣渡辺国武に海外為替担保基金について建議し、この中で日本の商人が貿易の実権を掌握することが必要であり、日本の輸出品がアメリカに到着した場合に日本の販売者が正金銀行支店に根抵当を差入れて現品を受取るかわりに、政府がアメリカ市場の為替繰替資金として100万ドルに相当する資金を正金銀行に預け入れ、荷為替の担保金に充当させて日本の直輸貿易者に便利を与えることを提言していた。¹⁰⁰⁾ 兼松房次郎は正金銀行とは別に資本金500万円の貿易銀行を設立し、これによって商業者に便益を与え、海外直輸貿易を奨励しようとした。¹⁰¹⁾ 前田正名も日本貿易銀行の設立に賛成であった。¹⁰²⁾

また各地の商業会議所も為替の改善案を建議している。直輸出入とは我が邦商人の手で貨物を輸出入することで、在留外商の手を経て貨物を輸出入するのに対する言葉であるが、農商務省商工局長が海外直輸出入の奨励策を東京商工会議所に照会したことに對して、同会議所は1895年に答申原案を作成し、翌年3月12日に商工局長に答申した。これらの中で、日本で貿易金融機関となるべきものは正金銀行だけであるが、同行の直輸業者に対する取引は満足できるものではなく、「往々当業者をして愁訴せしむるものなきにあらず」と正金銀行を批判した。そして貿易の機関となる銀行を増設して大に金融の便を開くべきであると主張した。¹⁰³⁾

大阪商業会議所も1896年7月に農商務大臣に建議書を提出して、直輸出入の発展をはかるために、有力な金融業者を勧誘して海外の要地に支店または代理店を開設せしめるとともに、それらに

97) 同上ページ。

98) 上田貢太郎「全国実業者諸君ノ考察ヲ望ム」『産業』第17号、4ページ。

99) 同誌、第17号、18～19ページ。

100) 「海外為換担保基金之義ニ付建議」『産業』第14号、1895年2月、31～33ページ。

101) 同上誌、第19号、55～56ページ。

102) 前田正名「日本貿易銀行設立に關して」『産業』第19号、1～5ページ。

103) 「直輸出入に關する東京商業會議所の答申」『東京經濟雜誌』第806号、1895年12月、1032～1033ページ。『渋沢栄一伝記資料』第21卷、22ページ。

国庫の補助を与えて業務の進歩を促進せしめることが必要であると主張した。神戸商業会議所も同年10月に大蔵・農商務両大臣に建議書を提出し、戦後経営にあたり最も必要なのは海外貿易の発達、とくに直輪貿易の発達であるが、この金融を横浜正金銀行に独占させるのは得策ではなく、その発達を促進するために、横浜正金銀行以外に1、2の確実な内地銀行を選んでこれに相当の保護¹⁰⁴⁾をあたえ、貿易金融の衝にあたらしめるのが得策であることを力説した。

金子堅太郎農商務次官も、1896年10月の第1回農商工高等会議の席上で、直輪出入を奨励すべきであると主張した。横浜正金銀行に日本銀行が外国為替資金として1,000万円を年2%という安い金利で貸しているのに、正金銀行の外国為替取組高のうち日本の商人の取組高は4分の1にすぎず残り4分の3は横浜在留の外国商人の分となっていることを金子は批判したのであった。¹⁰⁵⁾農商務省は積極的な貿易振興策を採用しようとしたのであり、¹⁰⁶⁾農商務省参事官の有賀長文も「本省デハ今日ノ金融機関ハ貿易ノ拡張ニ応ズルニハ不足デアルト云フコトニ就キマシテ、之ヲ認メテ居リマス」と述べている。¹⁰⁷⁾

このような正金銀行批判、直輪輸出奨励為替金融論に対しては、正金銀行の高橋是清は次のように反論したのである。「能く世間では正金銀行は内国人に対する取扱を外国人通りにして呉れれば宜いと云ふことを頻りに言ふ……正金銀行は内外の人に依て区別するのでなくして、唯た信用の厚薄に依って便利を与へるの多少かある、詰り信用の厚薄の事は区別せにやならぬ、内外の人に依って区別するやうな事は決してない。夫だから内地の輸入者にしろ輸出者にしろ、資力のある者には随分大なる信用を与へて居る、詰り信用の厚薄如何に依る話で、信用の程度によって銀行か自分の業務を安全と認むる迄は便利を与へる」と。¹⁰⁸⁾このように正金銀行は直輪輸出業者一般を優遇せず、顧客の信用を重視して為替の取扱を行ったのである。同行は安全経営を行ったのである。

輸入を行った外国人が為替代金を支払っていない場合でも、正金銀行は担保に取った輸入荷物を横浜で内地の引取商に引取らせていたが、これには輸入業者の信用に応じて制限額を定めており、この限度を越えた場合には、内地の引取商が荷物を引取る場合には〔外人輸入商に〕代り金を入れ

104) 山口和雄「貿易金融政策の進展」通産省編『商工政策史 第5巻 貿易(上)』商工政策史刊行会、1965年、387～389ページ。同「貿易金融の発展」『横浜市史 第4巻上』1965年、458～462ページ。

105) 『横浜市史』上掲巻、450～451ページ。農商工高等会議については土屋喬雄「農商工高等会議」『商工政策史 第4巻 重要調査会』1961年、3～51ページ参照。金子堅太郎は銀行と外国の銀行とのコレスポンドンスをつけようとしていた(『渋沢栄一伝記資料』第23巻335ページ)。

106) 日本の軍備の拡張が大幅入超をもたらすおそれがあるから、輸出産業を要とする殖産興業政策も日清戦後経営において採用された。第1回農商工高等会議における農商務大臣榎本武揚や同次官金子堅太郎の演説において強調されている外国貿易拡張は、貿易拡張一般を意味するものではなく、とくに輸出振興に力点があった(安良城盛昭「産業資本確立期における国家と経済の特殊日本的関連」高橋幸八郎編『日本近代化の研究 上』東京大学出版会、1972年、222～226ページ)。

107) 前掲『渋沢栄一伝記資料』第23巻、331ページ。また大倉組社長の大倉喜八郎も、正金銀行だけで満足できず、他の力ある銀行に保護を与えるべきであると主張した(同書、358ページ)。

108) 「高橋是清氏の海外貿易及び其金融機関談(承前)」『東洋経済新報』第38号、1896年(明治29年)11月25日、27ページ。

させた。高橋是清はこのことを「正金銀行の営業の安全を謀るには当前だ」と述べている。ここに¹⁰⁹⁾もたんに貿易業者の利益そのものを図るのではない、正金銀行の銀行としての営利採算、信用、安全確實重視の姿勢を看取できる。

正金銀行重役会は1897年5月に、日銀総裁岩崎弥之助の希望どおり、内外商人の交際を媒介し、しだいに日本在留外国商人を日本人に接近させ、従来の両者間の猜疑心を排除することに努めることを決議している。ここからも取引先が内商・外商のいずれであるかということだけで正金銀行が¹¹⁰⁾いずれかを一方的に保護しようとしなかったことが明らかである。

高橋正金銀行副頭取は、1897年に正金銀行神戸支店の営業方針として「得意先=対シテハ其信用ノ厚薄ヲ査定シテ手心ヲ為スコト最モ緊要ナレトモ国ノ内外又ハ単ニ人ニ因テ取扱上ノ区別ヲ為スヘカラサル事」を同店に訓示し、これが同年7月の取締役会で承認されている。これを含む神戸支店営業方針が正金銀行全体の大方針として採用された。¹¹¹⁾金本位の確立したこの年にも内外人を問わず信用を重視する正金銀行の営業姿勢を見ることができるのである。

外国銀行の存在のもとでは国内の銀行が外国為替業務に進出することは国家、中央銀行の保護なしでは困難であり、日清戦争以後日露戦争以前には第百銀行と住友銀行（住友銀行は1898年=明治31年に外国為替業務を開始）の2行のみが民間銀行として外国為替業務を行っているにすぎず、しかも両行の取扱額は少なかった。外国銀行が業務を拡大しない限り、正金銀行が日銀低利資金に支えられつつ安全重視の経営を行っても正金銀行の地位が競争によって後退するという問題は生じなかった。

正金銀行によって承認された日本銀行の岩崎弥之助の1897年4月の「横浜正金銀行ノ方針=対ス

第5表 内 外 商 別 輸 出 入

(単位：1,000円, %)

		輸 出				輸 入			
		内国商	外国商	船 用	合 計	内 商	外 商	官 省	合 計
金 額	1894年(明治27年)	20,451	90,847	1,948	113,246	33,948	82,336	1,198	117,482
	1896年(明治29年)	29,565	85,050	3,227	117,843	51,212	118,671	1,792	171,674
	1898年(明治31年)	55,061	107,736	2,957	165,754	90,472	184,127	2,903	277,502
	1900年(明治33年)	73,382	124,687	6,366	204,430	112,737	173,434	1,091	287,262
比 率	1894年(明治27年)	18.1	80.2	1.7	100.0	28.9	70.1	1.0	100.0
	1896年(明治29年)	25.1	72.2	2.7	100.0	29.8	69.1	1.0	100.0
	1898年(明治31年)	33.2	65.0	1.8	100.0	32.6	66.4	1.0	100.0
	1900年(明治33年)	35.9	61.0	3.1	100.0	39.2	60.4	0.4	100.0

(出所) 東洋経済新報社『大日本外国貿易56年対照表』1925年。

(注) 輸出では内国産、外国産となっていたが誤植と思われるので訂正した。

109) 同上号、28ページ。

110) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』569、571ページ。

111) 『横浜正金銀行史』189ページ。同書、附録甲巻ノ二、581ページ。

ル希望」の中には、横浜正金銀行は成立以来日本の外国貿易を奨励し政府の財政整理を助けることを主眼としてきたのであり、金本位制実施を迎えてさらに貿易を奨励し兌換準備を強固に維持する必要があり、こうした目的のために正金銀行は特別の保護を受けており、普通の営利会社でなく、日本銀行の方針に従って業務に従事すべきであり、今後一層正金銀行の責任は重要であり、ますます「営業ノ鞏固敏活ヲ計ラ」なければならず、また「横浜正金銀行ノ正副頭取ハ自家営業上ノ便ヲ思ヒ兼テ公共ノ益ヲ計ルノ心ヲ以テ内外商人ノ間ニ立チ彼我ノ交際ヲ媒介」する¹¹²⁾ということが述べられていた。正金銀行の信用、安全確實重視の経営は、同行の営利採算からだけではなく、同行が日本銀行からの低利再割引による保護を受けて確実な輸出手形を割引いて貿易（輸出）を奨励し、確実に外貨を獲得し、日本銀行のために正貨準備を維持するという目的からも生じたものと言えよう。正金銀行は自家営業上の利益と公共の利益（狭義には外貨獲得・正貨維持）を図ったのであって、内商を一方的に優遇せず、内外商の交流を図ろうとしたのも、これが両目的に合致したからであった。

また大蔵書記官の添田寿一が不確實、信用のない者に貸出すことに反対し、貿易金融機関は2つはいらないと述べていることからも明らか¹¹³⁾のように、大蔵省は内商、外商の区別ではなく、信用をベースとした正金銀行の営業方針を支持したが、これはもし再割引した輸出手形が信用不確實な不良手形であれば、その代金取立が困難となり、外貨獲得に支障をきたし、ひいては軍備拡張、近代産業育成に打撃を与えると考えたからである。

信用・安全確實重視の正金銀行経営方針のもとで、資力信用の乏しい直輸出商が正金銀行から外国為替・貿易金融上の便宜を十分に受けることができなくなり、この方針によって信用力のある大規模の商社の発展が促進されることとなったのである。第5表にみられるように日清戦争後直輸出入が発展していた1899年（明治32年）には内外人雑居の確認、治外法権の撤廃によって居留地は廃止¹¹⁴⁾された。1900年には直輸出入の比率は35%を越えている。正金銀行と取引をする直輸出入業者はかなりいた。

第1回農商工高等会議では横浜商業会議所会頭の前善三郎は「信用ガアレバ正金銀行デモ十分融通ハ附ク彼処デ融通ガ附ケラレナイト云フノハ、信用ガ足ラナイノデゴザリマス」、「其商人ニ信用サヘアレバ融通ハ附キマス」、¹¹⁵⁾「信用ノナイ人ニ金ノ貸シヨウハナイ」と正金銀行を弁護した。第一銀行頭取の渋沢栄一は、東京商業会議所会頭であったけれども、前述の東京商業会議所の建議に同意¹¹⁶⁾していなかった。三井物産の益田孝は専務理事の時に銀貨国との貿易上金融上の不備を認めてい

112) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』568～571ページ。

113) 『渋沢栄一伝記資料』第23巻、338～339、355～356ページ。

114) 直輸出入の拡大については村上はつ「外資と民族資本—居留地貿易を中心として—」由井常彦編『日本経営史講座 第2巻 工業化と企業者活動』日本経済新聞社、1976年、199～212ページ参照。

115) 『渋沢栄一伝記資料』第23巻、332ページ。

116) 同巻、353ページ。

第6表 三井物産金融概況

(単位：1,000円)

	内 国 各 店										約束手形	
	本支店		銀 行						振出高		所有高	
	借	貸	三井銀行		正金銀行		その他		振出高			
借			貸	借	貸	借	貸					
1902年 (明治35年) 12月25日	3,401	1,245	79	589	311	6	694	88	572	3,776		
1903年 (明治36年) 6月25日	5,100	2,934	82	477	26	169	659	1,001	176	3,660		
1903年 12月31日	2,004	434	568	9	17	393	69	—	1,272	2,513		

	各 国 各 支 店											
	本支店		銀 行								約束手形	
	借	貸	正金銀行		チャータード銀行		香港上海銀行		その他		振出高	所有高
借			貸	借	貸	借	貸	借	貸			
1902年 (明治35年) 12月31日	154	—	710	257	—	287	—	31	280	577	874	397
1903年 (明治36年) 6月30日	1,273	118	611	99	—	36	66	28	68	15	787	318
1903年 12月31日	2,704	136	637	136	24	—	76	8	119	123	886	445

(出所) 三井物産『半期事業報告』(三井文庫所蔵)。

た。正金銀行の規模が小さく、香港上海銀行とは比較にならないことを認めていた。だがかれは日清銀行を新たに設立するのではなく、正金銀行の業務を拡張させることを主張していた¹¹⁷⁾。社長となっても、正金銀行を香港上海銀行に負けないようにさせるべきであると主張している¹¹⁸⁾。

横浜正金銀行はとくに三井物産と関係が深かった。『三井物産沿革史』によれば、「外国貿易ノ金融機関トシテノ横浜正金銀行ト当社トノ関係ハ、所謂唇齒輔車ノ間柄デ、『物産』ノ在ル処『正金』アリ、『正金』ノ在ル処『物産』ノ無イコトハナイ」のであった。三井物産が正金銀行から資金援助を受けたことは多かった。たとえば日清戦争の後、事業勃興の勢で、紡績その他鉄道機械等の輸入が激増したが、1896年、1897年の反動時代に一時その機械が入着したので、各新会社が代金の支払いが出来ず、自然三井物産も金に詰って正金銀行に対して手形の決済の延期を申し込んだこともある。日本各地ではエクスポート アカウント (輸出当座前貸) は正金銀行では外国商館に対しては早くから許していたが日本商には許していなかった。三井物産にそれを許したのは1899年 (明治32年)¹¹⁹⁾ のことである。三井物産の金融概況は第6表のとおりであり、正金銀行から借入を行っている。

117) 「益田孝氏の貿易上金貨本位の利益談」『東洋経済新報』第68号、1897年10月5日、17ページ。日清銀行設立問題については間宮国夫「日本資本主義と経済団体—日清銀行設立計画をめぐって—」早稲田大学『社会科学討究』第15巻第3号、1970年3月、『横浜市史』第4巻上、469～484ページ、石井寛治、前出、70、94ページ、波形昭一『日本植民地金融政策史の研究』早稲田大学出版部、1985年、120～141ページ、原邦造編『原六郎翁伝』下巻、1937年、321～322ページ等参照。

118) 『渋沢栄一伝記資料』第23巻336～337、340ページ。

119) 三井物産会社沿革史編纂委員会『三井物産沿革史』(稿本)、1940年1月～1941年9月に作成、第4編第2分冊業務第2期 (1894～1903年)、121～123ページ。

資力のある直輸業者は正金銀行以外に外国銀行からも融資を受けることができた。1898年に三井物産が組織を改革した際、商務諮問会席上において益田専務理事は三井家の信用を高め、その信用を利用してますます外資を利用する大方針を述べている。すなわち「外人ガ内商タル我々ニ対シ競争ノ利益トスル所ハ金利低廉ナル一点ニ在リ。蓋シ如何ニ資本ニ富ミタル三井家ナレバトテ日本内地ニ於ケル普通ノ利子ヨリモ引下ゲテ之ヲ外国貿易ニ流用スルハ策ノ得タルモノニ非ズ。従ッテ外国貿易ニ付テハ必ズヤ之ニ相当スル低利ノ資本ヲ求メザルベカラザルハ勿論ナリ。然ルニ今日我国ニ於ケル外国貿易ノ金融機関タルモノハ一正金銀行アルノミニテ、之トテモ実ニ不十分ノ憾アルコトヲ免カレズ。我社ノ外国ニ於ケル金融ノ有様ヲ見ルニ、当三井家ハ銀行アリ、諸国ニ鉱山ヲ有シ、又汽船ヲ所有シ、各地主要ノ場所ニハ銀行ノ支店アラザルナク、実ニ日本商工業者中第一ノ信用アル名家タルコト漸ク外国人ノ認識スル所ト為リシヨリ、大ニ信用ヲ博シ来リ、既ニ夥多ノ外資ヲ利用セリ、向後ハ益此信用ヲ利用スルノ途ヲ講ゼザルベカラズ。…今後倫敦ニ於テモ、将タ東洋各地ニ於テモ愈外国資本案ノ信用ヲ受クルコトニ努メ、資金ノ流用ヲシテ層一層容易ナラシムルヲ要ス。」¹²⁰⁾と。

三井物産は「三井銀行ヨリ借出ヲ為スコトヲ得ベク、又正金銀行並外国銀行等ヨリモ借出ヲ為スコト容易ナレバ、日本ニ来リテ商業ヲ営メル外国商人ニ此シテ毫モ遜色」¹²¹⁾がなかった。

正金銀行が資力のある業者と取引をするという営業方針は、同行の堅実な発展を支えるものとなった。正金銀行は三井物産と最も親密な取引を開き、ともに事業の拡張発展を遂げたのであり、三井物産の貿易額が増加するにつれて正金銀行との取引高も漸次増加したのである。¹²²⁾

なお前記神戸支店の営業方針には取引先の信用重視以外の安全确实重視施策の採用、いわゆるサウンド・バンキングの一層の進展をみることができる。すなわち抵当品および担保の種類ならびに価格は本店に報告し、株券の中で同業者の株式および市場で容易に売買できないものや取引所株式のような価格変動の甚しいものは抵当品または担保品にとらないこと、地所の抵当は漸次廃止すること、諸種の利子は改正の都度本店へ通知すること、倉庫会社の検査を行うこと、一定範囲内の資金で営業を行い、余裕資金は真正の商業手形の割引に運用することが定められており、こうした方針が各店で採用されることとなったのである。¹²³⁾

正金銀行は内外の景気、経済事情に注意しつつ慎重な経営を行った。たとえば相馬頭取は1897年下半季の同行の営業に関して、「当期間は本行内外の各店総して金融の繁忙を感じたるにより本店に於ては資金の供給分配に最も苦慮したり然れども各店共に務めて緩急相応し難易相救ひ且営業上

120) 同上巻、124～126ページ。

121) 同上巻、127ページ。

122) 『横浜正金銀行史』371ページ。

123) 『横浜正金銀行史 附録甲巻之二』580～581ページ。高橋是清はサウンド・バンキングを主張するサウンドを高く評価していた(高橋是清、前掲巻、114～116ページ)。なお高橋是清の日銀政策については佐藤政則「明治34年前後における高橋是清の日銀金融政策」(『社会経済史学』第50巻第5号、1960年2月所載)参照。

慎重を旨として終始警戒を怠らざりしか故に幸にして意外の齟齬あることなく営業上の全体に於ては十分なる成績を収め¹²⁴⁾たと述べている。また正金銀行が為替相場変動に伴う為替リスクの回避に努めたことにも、為替銀行として当然であるとはいえ、同行の慎重で安全確実重視の経営方針を認めることができる。これらのことは個別の取引先の信用を重視するというものではないが、このような慎重、安全確実重視の経営方針も前述のように大きな貸倒れもなく同行の堅実な発展を支えたものと考えられるのである。

日清戦争後に企業倒産による地方支店の債権の回収不能がなかったわけではない。1898年(明治31年)7月には兵庫倉庫会社の失態事件が発生し、正金銀行神戸支店では約22万円の延滞債権を生じ、その後10年間あまり同会社や直接債務者などから徐々に取立てたが、結局同行は元金3万3,000円と利子の損失を受けた。1901年(明治34年)には京都に本店を有する関西貿易株式会社が破綻し、当時正金銀行の債権は約45万円であり、同行は債権の回収に努めたが、結局約5万円の損失を受けた。1901年頃から正金銀行長崎支店ではその貸出および荷為替の買取が放漫に流れて、延滞の債権が多くなり、1902年はじめに長崎支店が巨額の不良債権を有することを本店が発見し、損失見込は約45万円に達し、その後10年にわたって正金銀行が切捨てた金額は約50万円に及んだ¹²⁵⁾。もしも正金銀行が安全確実重視の経営方針を採用していなかったとすれば、同行はさらに大きな金融被害をこうむっていたことであろう。

〔千葉商科大学〕

124) 『横浜正金銀行史 附録乙巻』128ページ。

125) 『横浜正金銀行史』200～203, 225～226ページ, 229～231ページ。